

月形町第4次総合振興計画

わたしたちの月形未来計画

人と自然と歴史がともに輝く 共生のまち 月形

第3部 後期基本計画

令和2年3月

月 形 町

目 次

第3部 後期基本計画	1
第1章 みんなにやさしく健やかなつきがた	3
1 保健・医療	3
2 高齢者支援	7
3 障がい者支援	10
4 子育て支援	13
5 地域福祉	16
6 社会保障	19
第2章 豊かでにぎわいのあるつきがた	22
1 農林業	22
2 商工業	27
3 観光・交流	30
4 雇用対策	33
5 消費者対策	35
第3章 快適で安全・安心なつきがた	37
1 環境・エネルギー	37
2 廃棄物処理	40
3 上・下水道	43
4 公園・緑地	46
5 墓地・火葬場	48
6 消防・防災	50
7 交通安全・防犯	54
8 雪対策	57
第4章 人が輝き文化が薫るつきがた	59
1 学校教育	59
2 生涯学習	63
3 青少年健全育成	66
4 スポーツ	68
5 文化芸術・文化財	71
6 国際化・地域間交流	74

第5章 発展への基盤が備わったつきがた.....	76
1 土地利用.....	76
2 住宅施策.....	78
3 道路・公共交通.....	81
4 情報化.....	84
第6章 とともに生き、ともにつくるつきがた.....	87
1 コミュニティ.....	87
2 町民参画・協働.....	89
3 男女共同参画.....	92
4 自治体経営.....	94

第3部 後期基本計画

- 後期基本計画は、基本構想の「第3章 施策の方針」に基づき、33の施策項目ごとに、「現状と課題」、「施策の体系」、「主要施策」、「成果指標（ベンチマーク）」、「関連するSDGsの目標」で構成しています。
- 「主要施策」のうち、右に「重点プロジェクト」という表記がある施策については、基本構想の「第4章 重点プロジェクト」に基づく重点施策（5つの重点テーマを効果的に実現するための施策）であり、後期5年間で重点的に推進していくこととします。

～SDGs（持続可能な開発目標）とは～

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の2030（令和12）年までの持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals エス ディー ジーズ）が採択されました。

これを受けて、日本では政府にSDGs推進本部を設置して実施指針を決定するとともに、2017（平成29）年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においてもSDGs達成のための積極的な取り組みが不可欠であるとしています。

また、北海道においても2018（平成30）年12月に北海道SDGs推進ビジョンを策定し、各自治体のSDGsへの取り組みを通じた地域創生の推進を期待しています。

SDGsは持続可能でより良い世界を目指しており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。本町のまちづくりにおいても目指す方向は同じであり、本計画の推進はSDGsが目指す世界の実現に資すると考えられます。

そのため、第4次月形町総合振興計画後期基本計画で掲げる33の施策項目とSDGsが掲げる17の国際目標との対応を整理するとともに、町民、企業、団体、行政など多様な主体が相互に連携し、分野横断的な取り組みを推進していくことを目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



第1章 みんなにやさしく健やかなつきがた

1 保健・医療

現状と課題

少子高齢化が進展する一方、平均寿命の延びにより令和7年(2025年)には日本の65歳以上の高齢者数は3,657万人となり、人口の3割を超えることが予測されています。そのため、生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方など、保健・医療に関する国民の関心はますます高くなっています。

本町では、平成23年度に策定した健康増進計画「健康つきがた21」の見直しを平成26年度に行い、「親子期」、「成人期」、「高齢期」それぞれの健康課題に対応するため、生活習慣病の予防、早期発見、治療に向けた各種健診受診者数の増加への取り組みや、特定保健指導、健康講話、健康相談などの保健事業を計画的に推進してきました。

しかし、特定健康診査、がん検診の受診者数は減少傾向にあるほか、肥満者の割合が全国的にみても高く、食生活、生活習慣の改善が必要な状況にあります。

また、近年はストレスフルな時代とも言われ、うつ病など精神保健への対策が求められており、本町においても平成31年3月に「いのちを支える月形町自殺対策計画」を策定し、精神保健の包括的な支援を進めています。

今後は、これらの計画に基づき、町民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、ライフステージに応じた心と身体の健康づくり施策のさらなる充実を図り、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指す必要があります。

本町の医療機関については、地域医療の拠点である町立病院と、民間の歯科医院があります。

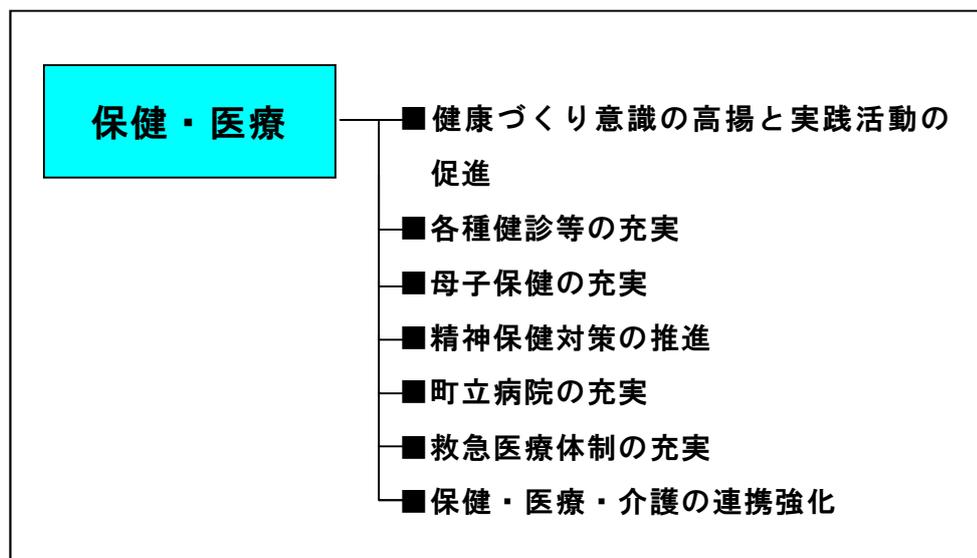
町立病院は、内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、

眼科、皮膚科を診療科目とし、病床数は40床（一般病床）となっています。

保健事業の充実や医学の進歩などにより町民の健康は増進していますが、医療ニーズは、高齢化や生活環境の変化に伴い多様化の傾向にあり、町外医療機関への受診依存度が高い状況にあります。

本町ではこれまで医師の確保や医療機器の整備等を行い、診療の充実を図ってきましたが、高齢化が急速に進む中で、町民生活に密着した医療拠点として、今後とも町立病院の果たす役割は大きく、公設民営化を含め、町立病院のあり方を検討していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 健康づくり意識の高揚と実践活動の促進 重点プロジェクト1

- ① 広報紙による啓発活動や各種団体への健康講話、健康相談、イベント等を通じ、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。
- ② 健康づくりに関する自主組織の育成・支援を行い、町民主体の健康づくり活動を促進します。

(2) 各種健診等の充実

- ① 受診しやすい健診機会の設定と受診勧奨の強化を行い、受診率の向上に努めます。
- ② 特定保健指導、健康教育、健康相談など、健診事後の支援を行います。
- ③ 健診後の要精密検査者の受診勧奨と受診状況の把握を行います。

(3) 母子保健の充実

母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児予防接種、子育てサロンなど、各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門と連携のもと、ストレスがなく楽しく子育てができる環境づくりに取り組みます。

(4) 精神保健対策の推進

- ① こころの健康について、正しい知識の普及と早期に相談機関を利用するための周知・啓発を行います。
- ② 地域におけるネットワークの強化を推進し、自殺を未然に防ぐための取り組みを推進します。

(5) 町立病院の充実

重点プロジェクト1

- ① 町立病院の地域医療の拠点としての機能を維持・充実させるため、医師・看護師など医療従事者の確保と資質の向上に努めるとともに、施設の改修、医療機器の更新を行います。
- ② 今後の町立病院のあり方に関して公設民営化を含めた検討を行い、より良い地域医療の提供に向けた取り組みを進めます。

(6) 救急医療体制の充実

医療ニーズの多様化・専門化に対応するため、広域的な連携による救急医療体制の充実を図ります。

(7) 保健・医療・介護の連携強化

重点プロジェクト1

疾病予防から在宅生活の支援まで、町民一人ひとりの状況に即した一体的・総合的な取り組みを行うため、保健・医療・介護の連携体制の整備をさらに進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
特定健康診査受診率	%	43.8	60.0
特定保健指導実施率	%	69.2	70.0
後期高齢者健診受診率	%	14.1	20.0
肥満者(BMI 25以上)の割合(男性)	%	37.6	25.0
肥満者(BMI 25以上)の割合(女性)	%	21.0	15.0
健康増進のための取り組みをしている町民の割合	%	68.4 ^{※1}	75.0
医療体制に関する町民の満足度	%	20.8 ^{※2}	28.0

※1：令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（「している」の割合）。

※2：令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



2 高齢者支援

現状と課題

わが国では、人口に占める高齢者の割合が急速に増加しているため、団魂の世代が75歳以上となる令和7年をめどに、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指した取り組みを進めています。

本町では、高齢化率が既に40%を超えており、特に75歳以上の後期高齢者の比率が道内28位（平成31年1月1日現在）と高い状況にあり、これまで介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（総合保健福祉計画^{※1}）を策定し、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や関連事業所、町立病院などの関係機関と連携しながら高齢者支援にあたってきました。

しかし、認知症高齢者の急激な増加や単身高齢者・高齢世帯の増加により保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者支援施策全般の充実が重要な課題となっています。

特に、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくための地域福祉体制の強化が求められているほか、若いうちから良好な食習慣や運動習慣を身につけ生活習慣病を予防していくことや、趣味をもち、人との交流の場を広げ、認知症予防に取り組むなど、すべての町民が介護予防意識をもち、実践することができる環境づくりが重要です。

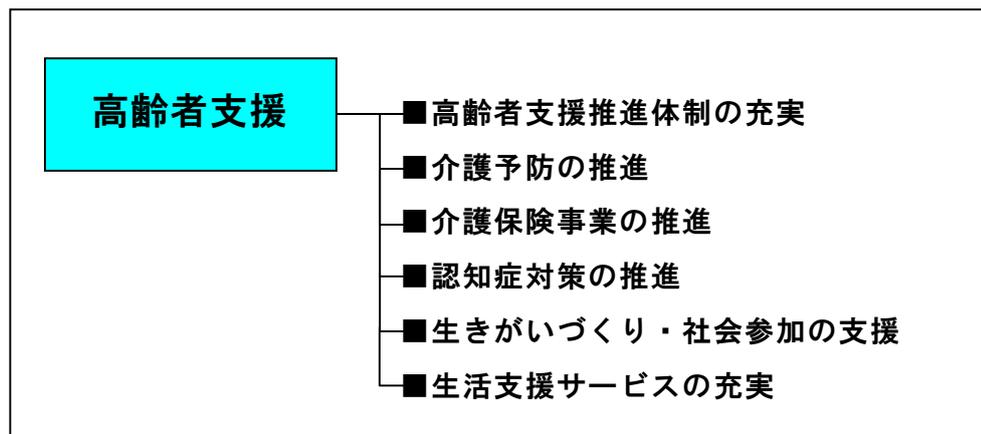
また、要介護状態になっても本人・家族が安心して今までの生活を続けられるよう、在宅サービスの充実や介護家族支援、必要な時には速やかな施設利用ができる体制づくりが必要です。

今後は地域包括ケアシステムを地域の実情にあった形で整備

^{※1} 保健・福祉・介護施策等を総合的・計画的に進めるための指針。本町では、健康増進計画、地域福祉、障がい者支援、子育て支援、高齢者支援に関する計画を「総合保健福祉計画」として一体的に策定している

していくことを基本として、高齢者ニーズに沿った生きがいくくりや健康づくりの推進、介護予防事業の充実、高齢者が主体的に活動できる場の創設、地域での見守り・支え合い活動の推進などを総合的に推進していくことが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) 高齢者支援推進体制の充実

高齢者の総合的な相談支援窓口、サービス提供体制の拠点である地域包括支援センターの充実に努めるとともに、生活支援や見守りなど地域における高齢者支援を促進します。

(2) 介護予防の推進

重点プロジェクト1

町民ができるだけ長く健康で自立して暮らせるよう、要介護状態になることを予防するための各種事業を実施します。

(3) 介護保険事業の推進

介護保険制度に基づくサービスの充実に努めるとともに、介護保険事業の円滑な運営を推進します。

(4) 認知症対策の推進

① 認知症やその対応に関する知識の啓発と認知症サポーター^{※2}の

※2 認知症の人や家族を見守る支援者

養成・活用に努めます。

- ② 認知症の早期発見・重度化防止を図るとともに、認知症の方が適切な介護サービスを受けられるよう、医療機関や関係機関の連携を図ります。

(5) 生きがいづくり・社会参加の支援

高齢者が知識や経験を活かし、生きがいを持って社会参加することができるよう、高齢者事業団や老人クラブ等への支援を行います。

(6) 生活支援サービスの充実

重点プロジェクト5

高齢者が安心して地域での生活を続けられるよう、介護保険外の生活支援サービスの充実を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
介護予防教室への一般高齢者の参加率	%	15.4	20.0
認知症サポーター数（累計）	人	467	500
高齢者支援体制に関する町民の満足度	%	36.1※1	40.0
健康増進のための取り組みをしている70歳以上の町民の割合	%	80.3※2	85.0
老人クラブ会員数	人	180	190
独居高齢者の孤立死	人	0	0

※1：令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

※2：令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（70歳以上で「している」の割合）。

関連するSDGsの目標



3 障がい者支援

現状と課題

近年の国の障がい者関係法整備や障害者権利条約の批准などを通じて、障がいのある人の社会参加促進、差別の解消、合理的な配慮の提供など、自らが望んだ生き方ができる社会環境整備のための取り組みが進められてきました。

そうした一連の法整備の中で、各市町村では、障がいのある人が、自らの生まれた土地、望んだ土地で暮らし続けることができる社会・地域づくりが求められていますが、そのためには数ある社会的障がい除去・軽減するための取り組みが必要となります。

本町ではこれまで、障がい者基本計画・障がい福祉計画（総合保健福祉計画）を策定し、関連事業所等と連携しながら、各種の障がい者支援施策の充実に努めてきました。

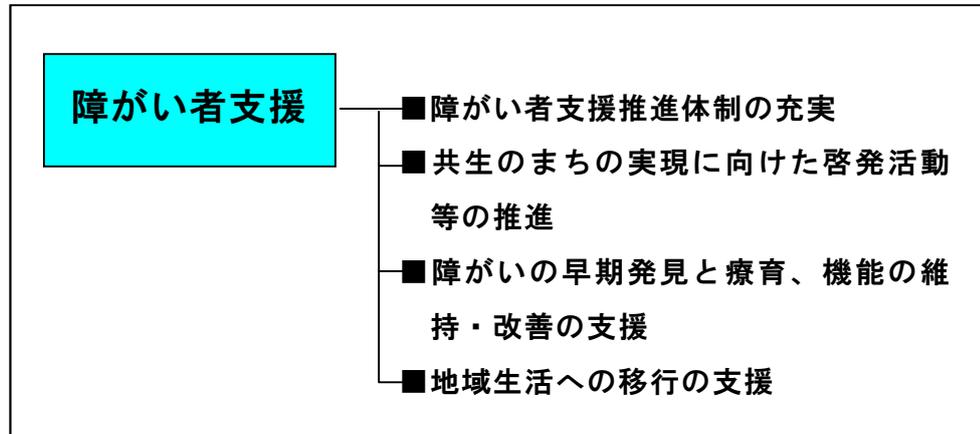
しかし、発育・発達に支援が必要な子どもが増加傾向にあるほか、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化も進んでおり、障がい者支援施策全般にわたる一層の充実が求められています。

特に、「障害者総合支援法」に基づき、障がい者の自立と共生社会の実現を図るため、施設入所者の地域生活への移行や地域生活の支援、一般就労への移行等に向けた取り組みの充実が必要となっています。

また、特に重度の障がいのある人が地域で生活をし続けるためには、生活を支える家族や支援者が必要となりますが、本人と家族が高齢になるにつれ、その土地で暮らし続けることが難しくなることなどが課題となっています。

このため、今後は、国の動向やこれまでの成果と課題を踏まえ、社会全体での共生を目指した障がい者支援施策全般にわたる一層の内容充実を図り、すべての障がい者が地域において可能な限り自立するとともに、ともに支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 障害がい者支援推進体制の充実

重点プロジェクト1

- ① 障害がい者やその家族の相談に迅速・的確に対応するため、相談支援体制の一層の充実に努めます。
- ② 相談支援事業所はもとより、障害がい者、行政、教育機関等が情報を共有し、本町のすべての障害がい者への支援体制を整備するため、「障害がい者自立支援ネットワーク会議」を中心とした協議を行っていきます。
- ③ 岩見沢圏域における地域生活支援拠点整備事業の体制整備に向けた取り組みを推進します。
- ④ 精神障害がい者への支援強化に向け、岩見沢圏域内での連携体制構築など、支援体制の充実に努めます。

(2) 共生のまちの実現に向けた啓発活動等の推進

障害がい者や障害がいに対する町民の理解を深め、ノーマライゼーション^{※3}の理念に基づくまちづくりを進めるため、啓発・広報活動や交流事業、福祉教育を推進します。

(3) 障害の早期発見と療育、機能の維持・改善の支援

- ① 子どもの発育・発達の課題を早期に発見するため、乳幼児・3歳児健診時における相談体制の充実に図ります。

※3 だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方

- ② 子ども発達支援センターなどの療育機関や児童相談所、養護学校等との連携のもと、早期療育への支援を一層推進します。
- ③ 障がい者の身体機能の維持・改善等に向け、関連事業所との連携を強化し、障がい福祉サービスの提供体制の充実に努めるとともに、地域生活支援事業の充実に努めます。
- ④ 共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム^{※4}の構築を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応できるよう配慮していきます。

(4) 地域生活への移行の支援

- ① 施設から地域への生活基盤の移行を一層促進するため、障がい者本人の意思を尊重した地域生活に向けて支援を行うとともに、施設に入所している障がい者が社会参加できるよう支援を行います。
- ② 障がい者の就労機会の拡充、就労支援等から一般就労への移行に向けた支援を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
施設から地域生活への移行者数 (累計)	人	0	2
精神科病院から地域生活への移行者数 (累計)	人	0	1
一般就労への移行者数(累計)	人	0	1
地域生活支援拠点等の整備	箇所	0	1
障がい児支援の提供体制の整備	箇所	0	1

関連するSDGsの目標



※4 個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な仕組みのこと

4 子育て支援

現状と課題

わが国では、晩婚化や非婚化、夫婦の出生力の低下等により、少子化が深刻化しており、大きな社会問題になっています。また、女性の社会進出、核家族化の進行等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量的拡充」や「質の向上」を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すための仕組みとして平成27年4月に施行されました。

現在、国では「待機児童解消加速化プラン」「子育て安心プラン」さらには「新・放課後子ども総合プラン」等を策定し、量的拡充に主眼をおいた取り組みを進めているところです。

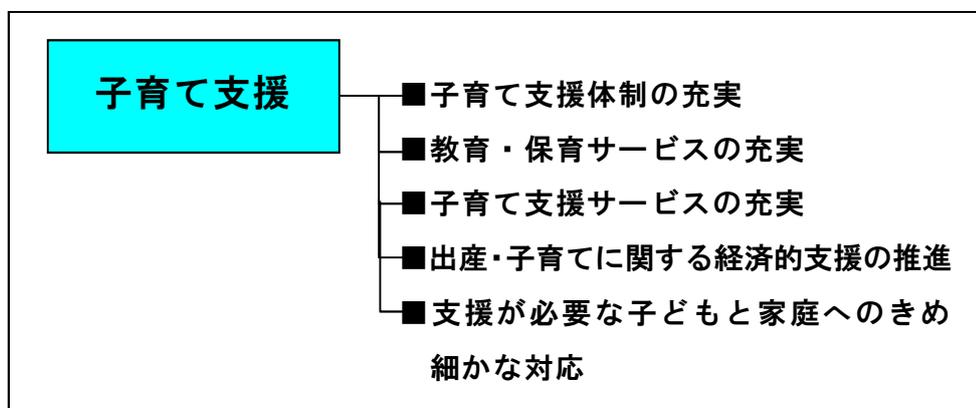
本町では、子ども・子育て支援事業計画（総合保健福祉計画）に基づき、地域子育て支援事業や教育・保育サービス、放課後児童クラブの充実をはじめ、各種の子育て支援施策を推進してきました。

平成28年4月には「花の里保育園」から「認定こども園花の里こども園」へ移行し、本町における幼児教育・保育の拠点としての施設運営に努めてきました。

しかし、本町の少子化は急速に進行し、町全体での少子化対策、子育て支援が重要な課題となっており、若い世代が安心して子どもを産み、健やかに育てていくことができる環境づくりを町一体となって一層積極的に進めることが求められています。

今後も、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、認定こども園の充実をはじめ、家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 子育て支援体制の充実

重点プロジェクト4

子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を行います。

(2) 教育・保育サービスの充実

就労形態の変化等により多様化する保育ニーズに対応し、教育・保育サービスの拠点である「認定こども園花の里こども園」の充実を図ります。

(3) 子育て支援サービスの充実

重点プロジェクト4

- ① 育児に関する負担感や不安の軽減等に向け、育児相談や講座の開催、情報の提供等を行う地域子育て支援事業の充実を図ります。
- ② 保護者が安心して就労や介護等ができるよう、また、児童が健全に育成されるよう、放課後児童クラブの充実を図ります。

(4) 出産・子育てに関する経済的支援の推進

重点プロジェクト4

- ① 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化への対応、乳幼児医療費の助成など、経済的支援を行います。
- ② 妊婦健診や産婦健診における通院費や特定不妊治療費への助成を行います。

(5) 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応

関係機関との連携のもと、増加傾向にあるひとり親家庭の自立支援や児童虐待の防止・早期発見や対応強化など、支援が必要な子どもと家庭への情報提供の充実ときめ細かな対応に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
子育て支援体制に関する町民の満足度	%	27.5 ^{※1}	30.0
子育て支援センターに関する町民の満足度	%	54.9 ^{※2}	60.0
保育の情報・相談サービスに関する町民の満足度	%	47.2 ^{※2}	50.0
子育てについて相談できる人（保健センター・子育て支援センター）に関する町民の満足度	%	21.1 ^{※2}	30.0
乳幼児健康診査受診率（3歳児）	%	100.0	100.0
子育て世代包括支援センターの設置	—	未設置	設置
出生数の合計（5年間）	人	67	75
妊婦超音波検査助成事業の利用率	%	100	100
出産に係る通院交通費助成事業の利用率	%	100	100

※1：令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

※2：令和元年12月に実施した子ども・子育てニーズ調査の結果による。

関連するSDGsの目標



5 地域福祉

現状と課題

少子高齢化や核家族化の急速な進行等により、家庭の介護力の低下や地域における人と人とのつながりの希薄化が進みつつあるといわれています。また、国全体の労働力不足と同様に、福祉関連事業においても人材の不足が深刻化しており、福祉人材の確保・育成が大きな課題となっています。

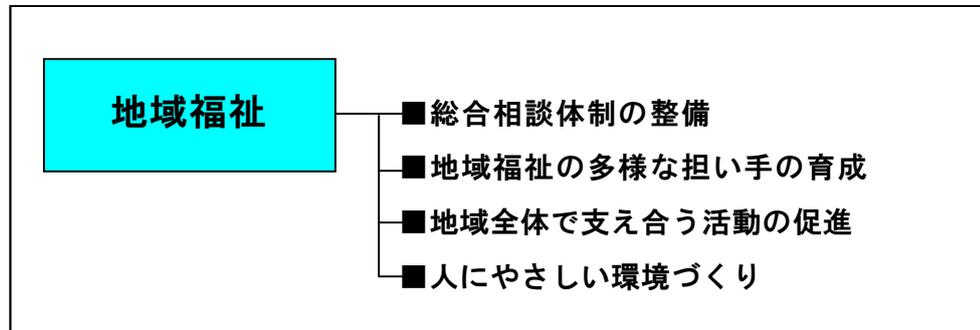
このような中、支援を必要としている人を地域全体で支える力を再構築することが求められており、厚生労働省では、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、今後部局横断的に幅広く検討を行うとしています。

本町では、社会福祉協議会が地域における各種福祉・介護サービスの提供や福祉ボランティアの登録・調整等を行い、地域福祉の中心的役割を担っているほか、関連事業所や民生委員・児童委員、ボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

また、本町では、行政区や社会福祉協議会と連携により平成25年度から「地域見守り推進事業」を開始し、高齢者や障がい者等の孤立を防ぎ、早期に変化を把握するとともに支援につなげる活動を進めています。

今後は人口減少と高齢化の進展により地域福祉における担い手不足がさらに深刻化する一方、地域における福祉ニーズはますます複雑・多様化することが予想されるため、より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促進し、町ぐるみの地域福祉体制づくりをさらに進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 総合相談体制の整備

増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、関連部門相互の連携や広域での連携を推進し、総合的かつきめ細かな相談が行える体制の整備を図ります。

(2) 地域福祉の多様な担い手の育成

重点プロジェクト3

- ① 町民の地域連帯意識や福祉意識を高め、地域福祉活動への参画を促すため、社会福祉協議会との連携のもと、広報・啓発活動や福祉教育を推進します。
- ② 福祉関係に係る仕事への就業意識を醸成、人材不足が生じている障がい・介護・保育施設等への就業を促進するため、資格取得や就労定着に向けた支援を行います。
- ③ 地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の活発化を促進するとともに、これと連携しながら、関連事業所や民生委員・児童委員、福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の育成・支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。

(3) 地域全体で支え合う活動の促進

重点プロジェクト3

- ① 高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、行政区や社会福祉協議会との連携のもと、「地域見守り推進事業」の体制強化に努めます。
- ② 高齢者や障がい者等の移動、買物、除雪などの課題について、

関係機関・団体との連携のもと、解決策の検討を進めます。

(4) 人にやさしい環境づくり

高齢者や障がい者、子育て中の親子も含め、すべての町民が不自由なく安全に安心して暮らせるよう、新たに整備する公共施設を優先しながら、バリアフリー化^{※5}、ユニバーサル・デザイン化^{※6}を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
地域福祉活動に参加している町民の割合	%	33.5 [※]	45.0

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（「している」の割合）。

関連するSDGsの目標



※5 段差の解消をはじめ、物理的・精神的な障壁を取り除くこと

※6 はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること

6 社会保障

現状と課題

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度は、町民の健康を増進し、医療保障として重要な役割を果たすものですが、少子高齢化の進行や経済成長の縮小に対して国民所得に対する医療費や税の負担率は年々増加しており、制度の運営は非常に厳しい状況となっています。

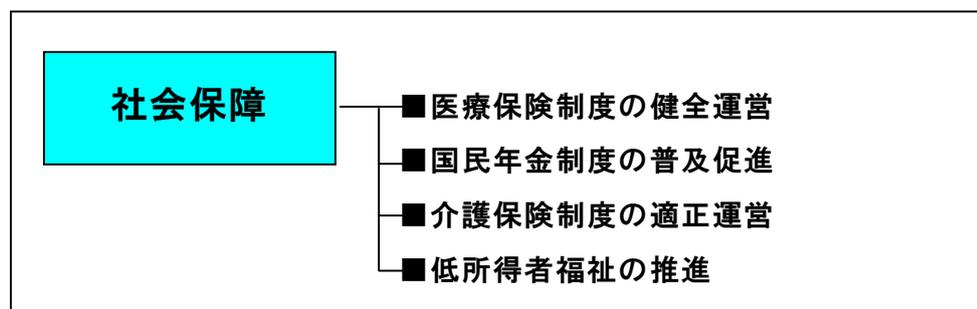
そこで、国民健康保険制度においては財政の基盤強化のため、平成30年度から北海道が財政運営の主体となり、市町村は引き続き地域における各種事務事業を担っていくことになったところです。

本町では、医療費適正化の取り組みとしてレセプト点検の強化を行うとともに収納率の向上に取り組み、平成30年度の現年度分の納付率は98.33%で、国や北海道評価指標としている収納率を上回っている状況です。

国民年金制度は、だれもが年をとっても安心して暮らせるための制度ですが、年金離れが指摘されるように、全国的に保険料納付率の低迷が問題となっており、国民年金制度の安定的な維持のため、年金事務所と連携し、制度の普及に努めていく必要があります。

今後、社会経済情勢の変化に伴い、生活に困難を抱える家庭の増加も危惧されます。本町においても低所得者は増加傾向にあることから、今後とも、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携のもと、生活に困窮している低所得者を早期に把握し、不安の解消と生活の安定化、自立に向けた支援を行っていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 医療保険制度の健全運営

- ① 広域的連携のもと、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の普及促進に努めます。
- ② 医療費適正化に関する取り組みを推進し、医療費の抑制を図るとともに、関連部門の連携による収納対策の実施を継続し、収納率のさらなる向上に努めます。
- ③ 国の制度改正の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取り組みを推進します。

(2) 国民年金制度の普及促進

年金事務所との連携のもと、広報紙等を活用した制度の普及促進を図り、国民年金保険料の免除・猶予制度の周知に努めます。

(3) 介護保険制度の適正運営

- ① ケアプランの点検等を通じて、介護給付費適正化に向けた取り組みを推進するとともに介護予防意識の普及啓発に努め、介護給付費の抑制を図ります。
- ② 必要な人が必要な量の介護サービスを速やかに受けることができるよう、要介護認定の適正な実施を継続します。

(4) 低所得者福祉の推進

- ① 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、北海道との連携のもと、低所得者の実態を的確に把握しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、生活保護制度や資金貸付制度の利用に関する

る助言・指導を行います。

- ② 生活保護世帯については、病気や障がい、家族的な課題、就労に関する課題など、経済的な課題（北海道により生活保護費を支給）以外の諸課題に関する助言・援助等を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
国民健康保険税現年度分収納率	%	98.33	98.50
国民健康保険税滞納繰越分収納率	%	21.30	21.50
介護保険料納付率	%	98.4	99.0

関連するSDGsの目標



第2章 豊かでにぎわいのあるつきがた

1 農林業

現状と課題

本町は、樺戸連峰と石狩川に挟まれた丘陵地と平坦地からなる農地を有し、その約半数では水稻の生産が行われ、残りは小麦、大豆、飼料作物といった土地利用型作物と、花き、果菜を主とする労働集約型作物の生産が行われており、特に花きは道内有数の生産地となっています。

しかし、農業情勢は依然として厳しく、輸入農産物の増加による国内農産物価格の低迷や農業用資材の価格高騰による農業収益の低下、産地間競争の激化、食の安全・安心に関する消費者意識の高まりなど、対応すべき課題が山積しています。

また、高齢化や後継者不足による農家戸数の減少と地域の過疎化が同時に進行し、生産機能はもとより、自然環境の保全や伝統文化の継承などの機能も失われつつあります。

さらに、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）をはじめとする自由貿易体制への移行や保護貿易を主張する国の出現が、日本の産業構造へどのように影響するのか注視されています。

このような状況に対応していくため、本町では平成28年度に「月形町農業経営基盤強化促進基本構想」を策定し、地域経済を支える本町の農業を持続的に発展させるための取り組みとして、農用地の利用集積と集約化、農業経営の法人化、新規就農者の育成・確保など様々な取り組みを進めているところです。

今後も農業生産基盤の一層の充実を促進しながら、担い手の育成や農産物のブランド化の促進をはじめ、生産者、関係機関・団体、行政等が一体となった多面的な取り組みを推進する必要があります。

一方、森林は、木材の生産をはじめ、国土の保全や水源のかん養、生活環境の保全など、多面的な機能をもち、人々の生活と深

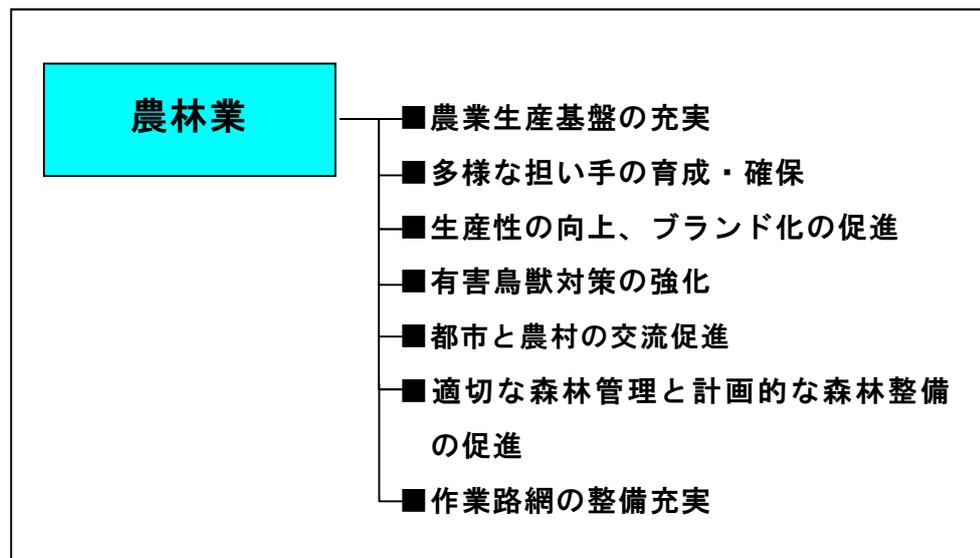
く結びついています。

本町の森林は、国有林と道有林、一般民有林からなり、国有林はわずかで、道有林が半数強、民有林が半数弱となっています。

森林経営計画を作成している森林については、補助事業等を活用しながら間伐、造林などの森林施業を進めてきましたが、それ以外の人工林は施業が進んでいない現状があります。また、所有者不明森林の増加や担い手の不足等が課題となっています。

今後は、将来にわたって森林が持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、新たに創設された森林環境譲与税も活用しながら、森林組合等との連携のもと、適切な森林管理と計画的な森林整備を進めていくことが求められています。

施策の体系



主要施策

(1) 農業生産基盤の充実

- ① 生産効率の高い農地基盤を確保するため、関係機関・団体との連携のもと、土地改良事業等を進めます。
- ② 遊休農地・耕作放棄地の発生防止に向け、農地の集約化を推進するとともに関係機関と連携した農地パトロールや啓発活動を実施します。

(2) 多様な担い手の育成・確保

重点プロジェクト2

- ① 農地の流動化による利用集積や農作業受委託の促進、認定農業者制度の活用、経営指導の強化等を通じ、農業に対する強い意欲と高い経営管理能力を有する担い手を育成します。
- ② 農業経営の法人化や集落営農の組織化を促進し、経営体制の強化を進めます。
- ③ 就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援を行い、就農希望者のニーズに応じた多様な就農を促進することにより、農業後継者や新規就農者の育成・確保に努めます。

(3) 生産性の向上、ブランド化の促進

重点プロジェクト2

- ① 関係機関・団体との連携のもと、合理的な営農類型や効率的な生産技術の導入、機械・施設の整備及び共同利用等を支援します。
- ② 機械施設の整備等を促進し、水稻、花き、果菜をはじめとする各作目の生産コストの低減や生産性の向上を図ります。
- ③ 米穀乾燥調製貯蔵施設（こめ工房）の改修及び機能強化により、米穀類の品質向上と出荷能力の向上を図ります。
- ④ 集出荷施設を新たに整備することにより施設集約化を図るとともに、ミニトマトやカボチャの出荷能力の増強を図ります。
- ⑤ スマート農業への取り組みとして、ICTの活用など新たな生産技術の導入を検討します。
- ⑥ 消費者ニーズに即した品種の導入・産地化、加工品の製造・販売体制の強化等による農業の6次産業化の促進など、多様な農業経営の育成を支援します。

- ⑦ 化学農薬や化学肥料の削減をはじめとする食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進、独自の流通体制の整備促進など、農畜産物のブランド化に向けた多面的な取り組みを進めます。
- ⑧ 農産物直売施設の活用や観光施設、学校給食との連携等を進め、農産物の地産地消を促進します。

(4) 有害鳥獣対策の強化

エゾシカやアライグマ、カラス等による農産物の被害を防止するため、関係機関・団体との連携のもと、鳥獣被害防止対策を推進し、生産性の維持・向上に努めます。

(5) 都市と農村の交流促進

重点プロジェクト2

観光との連携や消費者との交流といった視点に立ち、グリーン・ツーリズムの展開を促進します。

(6) 適切な森林管理と計画的な森林整備の促進

- ① 森林が持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林組合等との連携のもと、森林整備計画に基づく適切な森林管理と計画的な森林整備を促進します。
- ② 森林環境譲与税を活用し、間伐などの森林整備、担い手の育成・確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の取り組みを推進します。

(7) 作業路網の整備充実

森林施業の効率化に向け、関係機関との連携のもと、作業路網の整備充実及び適正な維持管理を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
農家戸数	戸	193	185
新規就農相談件数（5年間）	人	53	50
新規就農実習件数（5年間）	人	5	6
新規就農者数（5年間）	人	4	6
農業法人数（5年間）	法人	1	2
耕作放棄地面積	ha	0	0
林業振興の状況に関する町民の満足度	%	13.4※	15.0
森林経営計画対象森林面積（人工林）	ha	640	670

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



2 商工業

現状と課題

本町の商業は、創業30年以上の小売業を主体に町内の購買ニーズに応えてきました。しかし、小規模個人経営が約4割を占める商業構造にあって、近年は高齢化や後継者不足に加え、定住人口の減少や通信販売などの販売形態の多様化による地元消費の減退、量販店が所在する近隣市町への消費流出傾向など、商工業を取り巻く経営環境は依然厳しいものがあります。

本町の商業活動は、かつて樺戸集治監を中心に形成された商店街が国道275号及び役場庁舎前の道道にわずかに残る状態となっており、平成28年の経済センサス活動調査によると、卸売業と小売業を合わせた事業所数は32事業所、従業者数は220人、年間販売額は約43億6千万円となっています。

このため、人々が集うにぎわい空間づくりという視点に立ち、町民や事業者と協働しながら、商工会への支援を通じ、商店個々の経営の安定化やサービスの向上等を促進していく必要があります。

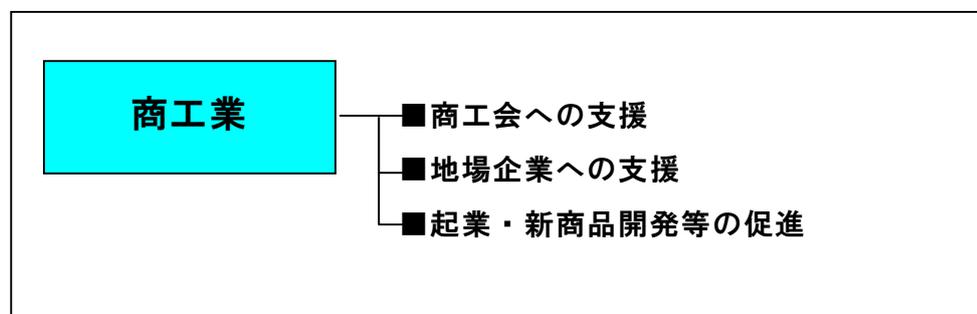
一方、工業は、地域活力の向上や雇用の確保に直結するものとして、まちづくりにとって重要な位置を占めています。

本町の工業は、製造業が主体となっており、平成28年の経済センサス活動調査によると、製造業の事業所数（従業員4人以上）は5事業所、従業者数は64人、製造品出荷額等は約5億9千万円となっています。

中小企業を取り巻く環境がさらに厳しさを増す中、そのほとんどが小規模事業所で構成される本町の商工業は停滞傾向にあるため、既存企業の維持・充実や内発的な産業開発に向けた取り組みが求められています。

今後は、商工会やJA等との連携のもと、既存企業の経営の安定化に向けた支援はもとより、起業の支援や商工業後継者の育成、農産物を活かした新商品の開発等に向けた取り組みを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 商工会への支援

重点プロジェクト2

商工業振興の中核的役割を担う商工会の運営を支援し、経営改善や後継者の育成、新規起業者の発掘、地域に密着したサービスの展開、販売促進活動の展開など、商工業の活性化に向けた各種活動を一層活発化させます。

(2) 地場企業への支援

重点プロジェクト2

- ① 商工業経営の安定化、経営基盤の強化に向け、町の中小企業等への融資制度をはじめ、国・北海道の融資制度の周知と活用促進に努めます。
- ② 観光との連携により商業によるにぎわいの場の拡充に努めます。
- ③ 町内事業者による新規雇用及び若年者雇用に対する支援を通じて、雇用創出を図るとともに、後継者の確保を促進します。

(3) 起業・新商品開発等の促進

重点プロジェクト2

- ① 起業や新商品の開発等を促進するため、町の起業の支援等に関する制度^{※7}について、利用実績や効果等を勘案し、必要に応じて充実を図りながら、周知と活用促進に努めます。
- ② J A月形町と連携しながら、本町の農畜産物を用いた特産品の開発やブランド化を推進します。

※7 新たに町内で事業拠点を設ける人に補助する「起業支援事業」、新製品の開発や商品化を補助する「ものづくり支援事業」、中小企業が若者を雇用した場合に補助する「ひとつづくり支援事業」からなる制度

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
月形商工会の会員数	会員	101	101
卸売業・小売業従業者数	人	220	220
製造業従業者数	人	84	84
特産品の開発数（5年間）	品	0	2

関連するSDGsの目標



3 観光・交流

現状と課題

国は令和2年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、インバウンド（訪日外国人旅行）を強化するなど、観光誘客に関する様々な政策を推進しています。また、北海道の観光入込客数は、景気の回復などを要因として平成25年度以降は堅調に推移しており、平成29年度には過去最高となる5,610万人となっています。

本町は、樺戸集治監（監獄）が設置されたことにより拓かれた、とりわけ特別な生い立ちを持つ歴史ロマンのまちであり、現在、町には、その歴史を今に伝える旧樺戸集治監本庁舎（町指定文化財）、月形樺戸博物館本館（博物館）、農業研修館（展示館）があり、道内外から多くの人々が訪れています。

そのような中、平成30年には樺戸集治監が釧路集治監（標茶町）、空知集治監（三笠市）、網走監獄（網走市）、十勝監獄（帯広市）とともに「北海道の集治監」として北海道遺産に選定されました。また、近代北海道を築くもととなった三都（空知・小樽・室蘭）を石炭・鉄鋼・鉄道・港湾というテーマで結ぶ広域的な取り組みである「炭鉄港」に本町も参加しており、令和元年に文化庁が選定する日本遺産に認定されています。

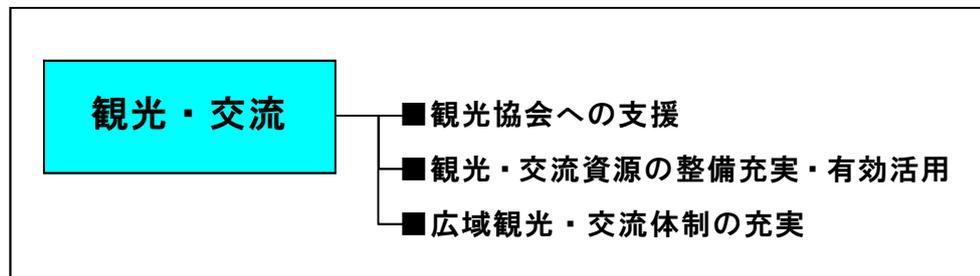
また、旧石狩川を活用した皆楽公園は、27haの広さを持つ水と緑の自然公園であり、バンガローやキャンプ場、パークゴルフ場などが整備され、隣接する月形温泉ゆりかごや月形温泉ホテル、多目的アリーナ等とともに、本町を代表する観光・交流拠点となっています。

これらのほかにも、道民の森月形地区やつきがた夏まつり等のイベントなどがあるほか、農業分野での取り組みとして、町外の中学生・高校生の農業体験の受け入れを行うグリーン・ツーリズムが展開されています。

しかし、観光客は日帰りが大部分を占めているほか、これらの観光・交流資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤として十分に活用されているとはいえません。

今後は、観光・交流資源の整備充実・有効活用に努めるとともに、北海道遺産や日本遺産への認定を契機とした着地型の観光・交流機能の強化を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 観光協会への支援

- ① 観光・交流振興の中核的役割を担う観光協会の運営を支援し、多様なメディアを活用した観光PR活動をはじめ、観光・交流の活性化に向けた各種活動を一層活発化させます。
- ② 観光協会の自立した運営に向けて、組織体制のあり方や自主財源の確保等に関する検討を進めます。

(2) 観光・交流資源の整備充実・有効活用

重点プロジェクト2

- ① 月形樺戸博物館エリアについて、施設・設備の適正な維持管理に努めます。
- ② 北海道遺産に選定された「樺戸集治監」の歴史を伝える月形樺戸博物館を観光・交流のコンテンツとして最大限活用し、まちの観光PRを図ります。また、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財に指定された旧樺戸集治監本庁舎も同様に、観光資源としての有効活用を図ります。

- ③ 皆楽公園エリアについて、事業者等との連携のもと、施設・設備の再整備を行い、観光客の誘客に取り組みます。
- ④ 地域公共交通のあり方や観光振興の方向性等を踏まえ、地域拠点施設整備の検討を進めます。
- ⑤ つきがた夏まつり等のイベントについて、関係団体等との連携のもと、内容充実を進め、来場者数の増加に努めます。

(3) 広域観光・交流体制の充実

優れた自然や農村の魅力を活かした観光と地域づくりを一体とするツーリズムを推進するため、関係団体との連携や体制の強化を進めるほか、近隣自治体との連携や旅行会社とタイアップしたツアー等の誘致、観光ルートづくりなどによる集客活動を推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
つきがた夏まつり来場者数	万人	1.8	1.8
観光入込客数	万人	11	13
観光宿泊者数（5年間）	万人	3.2	3.2
観光関連の広域連携事業数	事業	4	6

関連するSDGsの目標



4 雇用対策

現状と課題

市場経済のグローバル化や技術革新の一方で、少子高齢社会の到来や不安定な社会経済情勢の中、雇用をめぐる環境は大きく変化し続けています。地方においては、商工業の廃業に伴う雇用環境の喪失や、農林水産業においては労働者の高齢化や後継者不足等の問題が生じています。

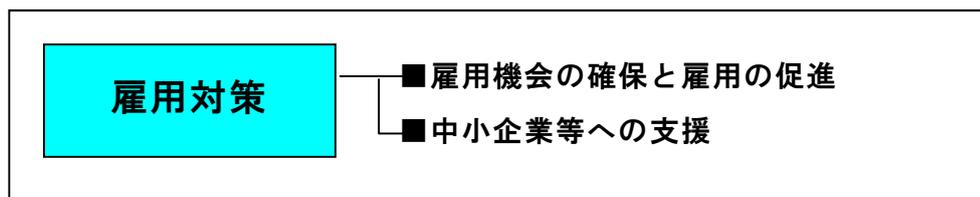
本町においても、産業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、町内や周辺自治体における雇用機会の不足が大きな問題となっています。また、こうしたことを背景に、町外・道外に雇用の場を求める人々も少なくありません。

本町では、岩見沢市をはじめとする近隣自治体等と連携して岩見沢市通年雇用促進協議会や南空知地域雇用促進協議会を組織し、労働者向け・企業向けの各種セミナーの開催や情報提供等を行い、雇用機会の創出や季節労働者の通年雇用化を支援しています。

今後とも、これらの取り組みを充実させながら、若者の地元就職やU・Iターンの促進に努める必要があります。

また、勤労生活の安定と豊かでゆとりある生活の実現に向け、企業における労働環境の向上等を働きかけていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) 雇用機会の確保と雇用の促進

若者の地元就職やU・Iターンの促進、季節労働者の通年雇用化に向け、北海道やハローワーク等の関係機関との連携、岩見沢市をはじめとする近隣自治体との連携のもと、各種セミナーの開催や情報提供、相談等の取り組みを一層充実させていきます。

(2) 中小企業等への支援

重点プロジェクト2

雇用の場の拡充と町経済の活性化に向け、関係機関との連携のもと、新たな起業者の育成、商工業後継者（U・Iターン）への支援、中小企業等の業務拡大、異業種参入への支援を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
工業振興・企業誘致の状況に関する町民の満足度	%	5.4*	6.0
雇用対策に関する町民の満足度	%	7.4*	8.0
福祉関係事業への新規就業者数 (5年間)	人	-	5

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



5 消費者対策

現状と課題

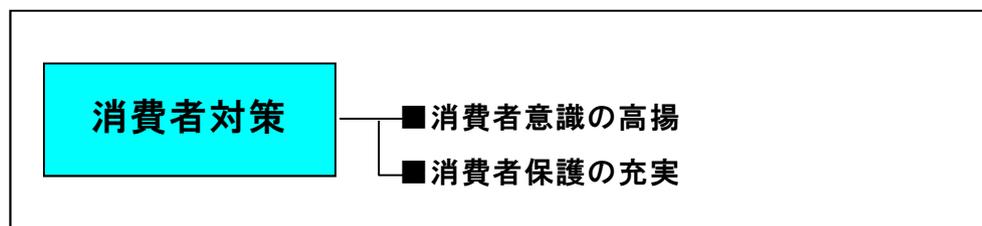
インターネット販売の普及や消費者ニーズに対応した商品・サービスの多様化をはじめ、消費者を取り巻く環境が急速に変化する中、悪質商法をはじめ、架空請求・不当請求、特殊詐欺などによる被害が後を絶たないほか、多重債務者^{※8}が増加するなど、消費生活に関する様々な問題が発生しています。

このような中、自治体においても、これらの悪質商法等による被害の防止と解消に向け、対応の強化が求められています。

本町では、北海道立消費生活センター等の関係機関との連携のもと、広報紙やIP告知端末機、小冊子の活用等による消費者への啓発や情報提供、消費生活の相談、計量器検査等を行い、消費者対策を推進しています。

しかし、本町においても消費者被害が少なからず発生していることから、今後は、消費者自らが被害を防止し、消費生活の質的向上を図れるよう、消費者教育・啓発や情報提供、相談の充実等を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 消費者意識の高揚

- ① 広報紙やIP告知端末機、小冊子の活用等を通じ、消費者教

※8 複数の金融機関から借り入れをしている人

育・啓発、消費生活情報の提供を行い、消費者意識の高揚と知識の向上を促します。

- ② 最新の被害事例に基づく消費者講座の開催や消費者関係団体間の情報共有を行うとともに、団体による地域での被害防止の働きかけを促します。

(2) 消費者保護の充実

- ① 被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、北海道立消費生活センターや岩見沢市消費者センターとの連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めます。
- ② 消費者が不利益を受けることがないように、計量器検査の実施やモニター制度の活用等により、商品の表示や安全性等の適正化を促進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
消費者講座受講者数	人	20	25
消費者関係団体数	団体	20	20

関連するSDGsの目標



第3章 快適で安全・安心なつきがた

1 環境・エネルギー

現状と課題

世界的な脅威となっている地球温暖化をはじめ、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれ、次代へ継承できる持続可能な社会の形成に向けた取り組みが強く求められています。

本町は、増毛山系の一部に属する森林地帯が広がり、この山系に源を発する須部都川、札比内川、中小屋川などが石狩川に流れ込む、水と緑にまつまれた優れた自然環境・景観を誇ります。

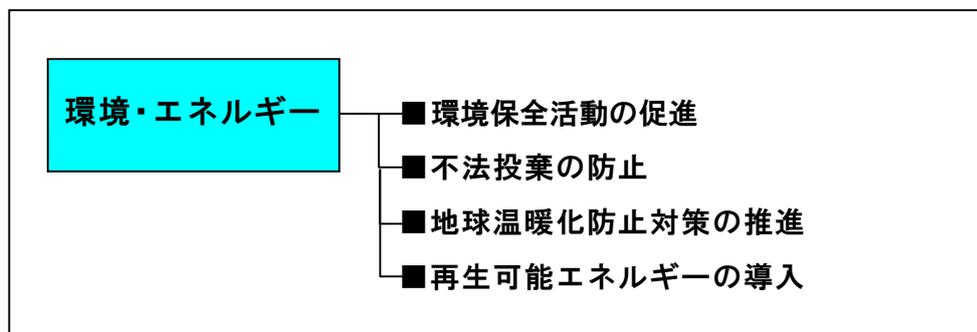
本町ではこれまで、これらの優れた自然を守りながら、町の生活環境の保全と住みよいまちづくりを進めるため、環境保全推進協議会と連携し、不法投棄巡回活動や環境保全学習ツアーなど町民の環境保全に関する各種の活動を支援してきました。

また、公共施設における暖房管理の徹底や照明器具のLED化の推進、公用車へのハイブリッド車の導入など、環境保全・エネルギーに関わる各種の施策に取り組んできました。

今後、こうした環境・エネルギー施策は、地球環境の保全や循環型社会の形成はもとより、町の魅力を向上させ、人々の定住・移住の促進につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、町民の自主的な環境保全活動の促進をはじめ、多面的な環境・エネルギー施策を積極的に推進し、優れた自然環境・景観と共生する快適な生活環境を創出し、内外に誇れるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 環境保全活動の促進

- ① 本町の環境保全事業の中心的役割を担う環境保全推進協議会との連携のもと、環境学習・啓発等を推進し、町民や事業者の環境保全意識の高揚を図りながら、各種の環境保全活動を促進します。
- ② 清掃活動や害虫・野犬等の発生防止・駆除活動など、地域ぐるみの環境美化運動を促進し、地域環境の美化に努めます。

(2) 不法投棄の防止

広報・啓発活動の推進や町民・町民団体等との連携による監視・パトロール体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。

(3) 地球温暖化防止対策の推進

消費電力・コストの削減など、公共施設における地域温暖化対策に取り組み、温室効果ガスの排出削減を図ります。

(4) 再生可能エネルギーの導入

- ① 一般住宅への太陽光発電の導入促進を図るため太陽光発電システムの設置補助を引き続き行います。
- ② 町内へのバイオマス発電関連施設の設置など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた民間事業者による活動を支援します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
公用車への低公害車※ ¹ の導入台数	台	4	6
環境に配慮した生活をしている町民の割合	%	75.4※ ²	78.0

※1：PHV、電気自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車、ハイブリッド車、低排出ガス車（平成17年排出ガス基準75%低減レベル）

※2：令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（「している」の割合）。

関連するSDGsの目標



2 廃棄物処理

現状と課題

地域経済が発展し、成熟社会を迎えたわが国では、これまでの資源を大量消費する生活様式を見直し、限りある資源を守り、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築が求められています。

そのような中、岩見沢市と美唄市、本町の3市町による広域の新ごみ処理施設が平成27年4月から供用開始となり、町内で排出される可燃ごみ、大型ごみは新ごみ処理施設で処理されることとなりました。

本町の最終処分場は、ごみ飛散防止と場内遮水シート保護のため、処分場内の覆土や法面増設工事を行いました。また、能力が下がっていた汚水処理施設調整槽ブロワーを更新するなど、最終処分場の適正かつ安定的な維持管理に努めます。

また、資源循環型社会の構築に向け、ごみ処理に関する長期的かつ総合的な事業の推進を行うための計画として平成30年に「月形町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物処理を計画的に進めているところです。

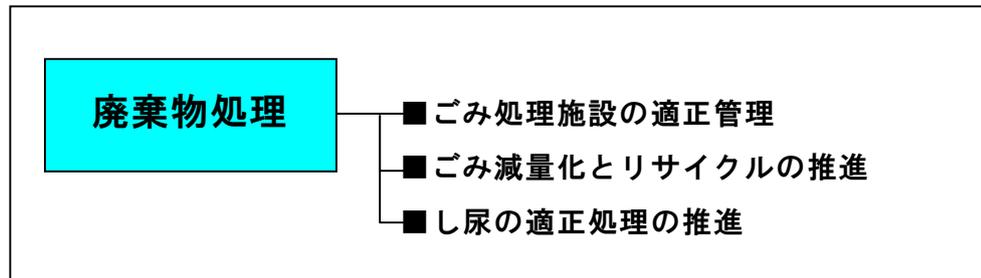
今後は、広域的連携のもと、新たなごみ処理体制に基づくごみの適正処理を進めるとともに、町民の意識啓発を行いながら、ごみ分別の徹底、生ごみの減量化をはじめとする3R運動の促進、さらには近年増加傾向にある不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

一方、し尿については、平成27年4月から石狩川流域下水道組合のMICS事業^{※9}でし尿処理を行うことになりました。

今後、広域的連携のもと、新たなし尿処理体制に基づくし尿の適正処理を進めていく必要があります。

^{※9} 汚水処理施設共同整備事業。効率的な汚水処理事業を展開するため、複数の汚水処理施設が共同で利用する施設を整備し、他の汚水処理と一括処理する事業

施策の体系



主要施策

(1) ごみ処理施設の適正管理

- ① 広域的連携のもと、焼却施設やリサイクル施設をはじめとする新たなごみ処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努めます。
- ② 町の最終処分場については、不燃ごみの埋め立て処理を行うため、機能検査の結果に基づいた施設の改修を行い、適正かつ安定的な維持管理に努めます。

(2) ごみ減量化とリサイクルの推進

- ① 広報・啓発活動の推進や町民への説明会の開催等により、町民の理解と協力を求めながら、新たなごみ分別や出し方の定着化と徹底を促進します。
- ② 廃棄物処理手数料については、ごみ処理経費の推移や近隣自治体の状況等を勘案し、定期的な見直しを行います。
- ③ 広報・啓発活動の推進をはじめ、環境保全推進協議会との連携による生ごみ減量化対策の推進や資源物の集団回収の奨励、環境学習・啓発への支援等を通じ、町民・事業者の3R運動を促進し、ごみをできるだけ出さないライフスタイルや事業活動への転換を促します。
- ④ 生ごみ減量化を促進するため、生ごみ処理機器購入費用等の一部補助を継続するとともに、これら補助事業の広報・啓発活動を行います。

(3) し尿の適正処理の推進

広域的連携のもと、新たなし尿及び浄化槽汚泥の前処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
町が収集・受け入れするごみの総排出量	t	1,277	1,200
リサイクル率	%	23.0	25.0
ごみ減量化のための3R運動をしている町民の割合	%	85.3 ^{※1}	90.0
ごみ処理・リサイクル等の状況に関する町民の満足度	%	61.3 ^{※2}	65.0

※1：令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（「している」の割合）。

※2：令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



3 上・下水道

現状と課題

本町の上水道事業は、昭和49年から、本町と新篠津村で設立した月新水道企業団によって行っており、安全で安心な水の安定供給に向け、水質をより厳格に管理・監視するための連続測定器の導入や配水池^{※10}の増設、漏水事故多発地域の配水管の布設替等を行い、給水体制の充実に努めてきました。

今後は、災害に強いライフラインを目指し、中長期的な計画に基づく耐震管への継続的な布設替や浄水場の修繕等を行い、より安全で安心な水の安定供給に努める必要があります。

一方、下水道は、快適で住みよい環境づくりと河川等の水質汚濁の防止・改善をはじめ、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町では、農業集落排水事業により月形地区・市南地区の2地区において処理施設を整備し、生活雑排水の処理を行っています。

市南地区においては、汚泥発酵減量化システムを取り入れ、処理施設から発生する汚泥を発酵・乾燥処理し、肥料として地域に還元しています。

月形地区の処理施設は平成3年、市南地区の処理施設は平成11年にそれぞれ供用を開始しており、経年劣化による老朽化が進んでいることが課題となっています。

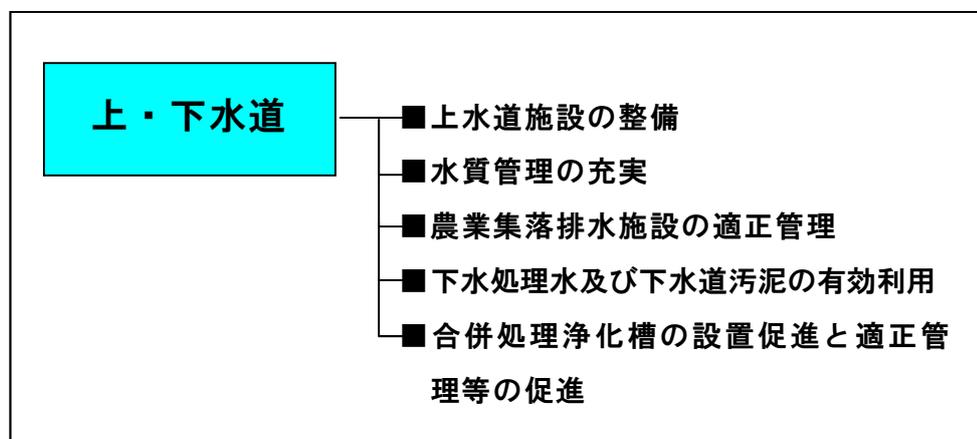
今後とも、美しく快適な居住環境づくりに向け、農業集落排水施設の適正管理に努める必要があります。

また、これらの農業集落排水事業の区域外においては、合併処理浄化槽の設置に対する補助や、近年増加しつつある合併浄化槽の修繕に対する費用助成制度等により、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めています。

今後も引き続き合併処理浄化槽の設置を促進していくとともに、適正な維持管理のための法定検査の受検の促進等に努める必要があります。

^{※10} 上水道の配水量を調整するために、一時蓄えておく池

施策の体系



主要施策

(1) 上水道施設の整備

月新水道企業団において、施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化等を総合的に勘案し、耐震管への継続的な布設替や浄水場の耐震診断及び改修をはじめ、上水道施設の整備・改修を計画的に推進します。

(2) 水質管理の充実

月新水道企業団において、水質検査計画に基づく定期的な検査の実施・公表を行い、水質の安全確保に努めます。

(3) 農業集落排水施設の適正管理

農業集落排水施設については、定期的な点検・清掃をはじめ、経年劣化等を踏まえた施設・設備の修繕や更新を計画的・効率的に推進し、適正管理・長寿命化を図ります。

(4) 下水処理水及び下水道汚泥の有効利用

循環型のまちづくりの一環として、処理施設において発生する下水処理水の有効利用に努めるとともに、下水道汚泥を発酵・乾燥処理した汚泥発酵肥料の希望者への配布を継続していきます。

(5) 合併処理浄化槽の設置促進と適正管理等の促進

- ① 生活環境の保全と公衆衛生の向上に向け、合併処理浄化槽を設置する町民に対して補助を継続し、設置を促進します。
- ② 合併処理浄化槽の修繕や更新が必要な町民に対する支援を今後も継続します。
- ③ 合併処理浄化槽の適正な維持管理のため、広報・啓発活動の推進等により、浄化槽管理者による浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の履行厳守を促します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
有収率※1	%	80.25	83.00
汚水処理人口普及率	%	92.9	95.0
合併浄化槽設置戸数	戸	282	290
下水道の整備状況に関する町民の満足度	%	51.1※2	60.0

※1：浄水場から各家庭に配った水に対して、水道料金として回収できた水の割合のこと。

※2：令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



4 公園・緑地

現状と課題

公園や緑地は、緑豊かなうるおいのある住環境の形成はもとより、地域住民のいこい・やすらぎの場、子どもの遊び場、さらには災害時の避難場所の確保など、様々な役割を持つ重要な施設です。

本町は、増毛山系の森林地帯や広大な農地、石狩川をはじめとする豊かな水辺空間に囲まれ、自然の緑や水に親しめる場が数多くあるほか、観光資源としての皆楽公園や数か所の児童公園などがあります。

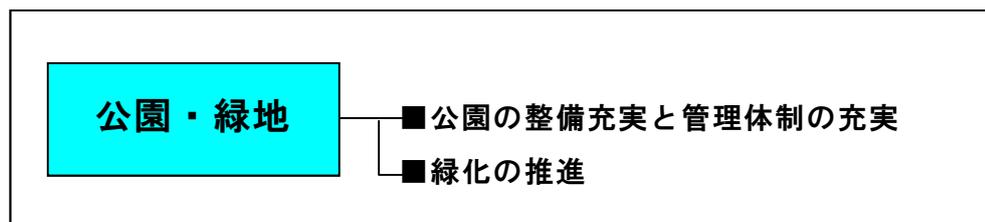
現在、温泉、宿泊施設、公園等を含む皆楽公園一帯は指定管理者制度により管理されています。

児童公園については、平成24年に赤川児童公園の遊具を更新し、平成25年には北陽団地児童公園に遊具を新規設置しており、現時点ではすべての遊具で使用可能の判定が出ている状況です。

今後は、公園の老朽化の状況や利用状況等を勘案し、町民等との協働による維持管理体制の充実を図り、安全で快適な公園・緑地として、適正管理・有効活用を図っていく必要があります。

また、市街地域や集落内において、花と緑あふれる快適な住環境を創出するため、町民との協働のもと、花づくり運動・緑化運動を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 公園の整備充実と管理体制の充実

- ① 町民の身近ないこい・やすらぎの場、子どもの安全な遊び場を確保するため、老朽化した既存公園施設・設備の点検及び補修を計画的に推進します。
- ② 町民等との協働による維持管理を推進し、安全で快適な公園・緑地として適正管理を行います。

(2) 緑化の推進

花と緑あふれる快適な住環境の創出に向け、公共施設への植樹を計画的に推進するとともに、町民の自主的な花づくり運動・緑化運動を促進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
公園・緑地の整備状況に関する町民の満足度	%	35.5※	40.0

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



5 墓地・火葬場

現状と課題

墓地や火葬場は、社会生活において必要不可欠な施設であり、遺族や関係者にやすらぎを与える尊厳のある施設であることが望まれています。

本町には、町営の札比内霊園と篠津山霊園、篠津山火葬場があります。

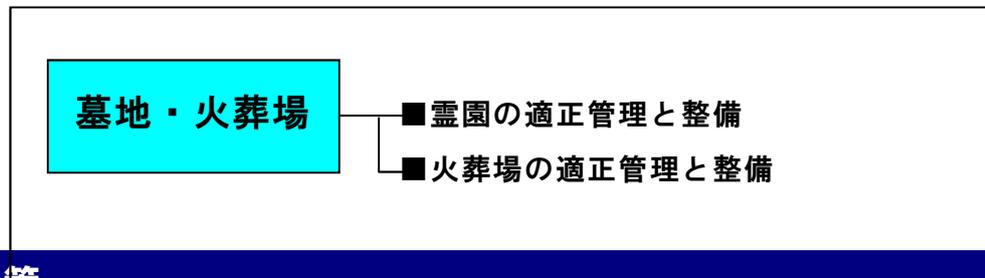
札比内霊園と篠津山霊園については、草刈りや木々の剪定、清掃作業を中心とした環境整備などを行い、適正管理に努めてきましたが、今後も、整備が必要な箇所を点検しながら、計画的な整備を進めていく必要があります。

また、墓碑建立後、年月の経過とともに使用許可者が亡くなり、相続されていない事例が多くみられることから、その確認作業が必要となっています。

篠津山火葬場は平成29年度に火葬場炉前ホールの改修、平成30年度には待合所建替工事など老朽化への対応を行いました。

今後も継続的に良好な環境で利用できるよう、墓地・火葬場の適正管理に努めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 霊園の適正管理と整備

- ① 霊園利用者の利便性の向上に向け、適正管理に努めるとともに、整備が必要な箇所を点検しながら、計画的な整備を進めま

す。

- ② 霊園の適正な利用を促進するため、使用許可者の変更や相続の有無等の確認作業を進めます。

(2) 火葬場の適正管理と整備

火葬場の機能維持のため、保守・点検を強化するなど、適正な管理に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
墓地・火葬場の状況に関する町民の満足度	%	42.2※	45.0

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



6 消防・防災

現状と課題

近年、局地的な豪雨、豪雪や台風により土砂災害などの気象災害が頻発し、住民の生命、身体及び財産を各種災害から守る地域防災力の強化が求められています。

しかし、生活様式の多様化や少子高齢化の進行、市町村の区域を越えて通勤する住民の増加などの社会情勢の変化により、地域における防災活動の担い手の中核的存在である消防団員の確保が困難になっているなど消防力の低下が懸念されています。

本町の消防体制は、岩見沢地区消防事務組合月形支署と月形消防団とで構成されており、月形支署職員は全員が救急救命士資格を有しているほか、追加講習等の受講により救急救命士の処置拡大に対応できる人材を計画的に養成しています。

また、地域の安心、安全の担い手として活動している消防団員の公務災害等を未然に防止するため、計画的に安全装備品の充実を図ってきました。

消防施設の面では平成27年度から消防救急無線のデジタル化への移行やJアラート装置との連動への対応を行い、緊急情報を迅速に町民に伝達することが可能になりました。しかし、月形支署庁舎は老朽化及び地盤沈下により、修繕必要箇所が増えてきている状況です。

一方、防災面については、高齢化の急速な進行の中、災害時要配慮者等の情報伝達及び避難対策の確立が求められているほか、危険箇所の把握・周知及び減災対策が課題となっています。

このような中、本町では、地域における防災力向上の担い手となる人材の育成を図り、地域の防災意識の向上、自主防災組織の設置、災害に強いまちづくりを推進するため、平成24年度から防災士の養成に努めてきました。

さらに、平成26年度には、防災全般の総合的指針である地域防災計画の見直しを行ったほか、避難勧告等の判断・伝達マニュアル

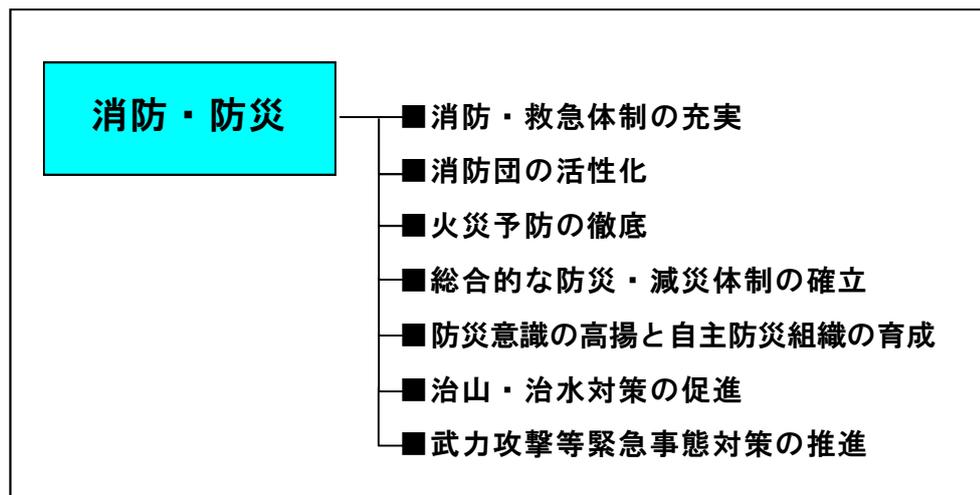
ル等の防災関連の計画を策定しました。

また、令和元年度は、防災ガイドブックを作成し、各家庭に配布しました。

発災時に被害を最小化するためには町民一人ひとりの防災意識の向上が重要であり、地域における共助も大切な役割を果たします。そのため、行政による防災への取り組みに加え、今後も地域防災力の向上を図っていくことが大切です。

また、世界各地でテロや有事が発生する中、武力攻撃等の緊急事態への備えも求められており、国民保護計画の見直しを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 消防・救急体制の充実

- ① 研修・訓練の充実による職員の資質の向上、施設・装備の計画的更新を進め、消防・救急体制の充実を図ります。
- ② 多種多様な災害出動に対応するため、岩見沢消防署との連携強化を図り、合同訓練や情報共有等を行います。

(2) 消防団の活性化

重点プロジェクト3

- ① 広報・啓発活動等を通じ、消防団活動に対する町民や事業者、

関係団体の理解と協力を得ながら、消防団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上を進めます。

- ② 消防団員のサラリーマン化などに対応するため、消防団活動や業務範囲の見直しについて検討を進めます。
- ③ 消防団を中核とした地域防災力の強化として、消防団の活動の充実強化を図るため、装備の更新と新たな装備品の配備を行うなどの改善を図ります。

(3) 火災予防の徹底

消防事務組合・消防団・行政が一体となって防火意識の向上に向けた啓発活動を行うとともに、防火対象物や危険物施設等への立ち入り検査の実施、住宅用火災警報器の設置や交換の促進、事業所における防火対策の促進など、火災予防の徹底に向けた取り組みを推進します。

(4) 総合的な防災・減災体制の確立

重点プロジェクト3

- ① 地域防災計画に基づき、広報・啓発活動の推進や防災マップの周知徹底、防災訓練の実施等により地域の防災力向上を図ります。
- ② 災害発生時に、IP告知端末機や緊急速報メール等、多様な通信手段を活用し、町民へ正確な情報を迅速に伝達する体制の整備・充実を図ります。
- ③ 高齢者等の災害時要配慮者の避難支援体制及び避難場所の充実を図ります。
- ④ 災害発生時に備え、資機材の備蓄を図るとともに、事業者や関係機関・団体との協力体制の強化に努めます。
- ⑤ 国土強靱化地域計画を策定し、大規模自然災害等に備えたまちづくりを推進します。

(5) 防災意識の高揚と自主防災組織の育成

重点プロジェクト3

防災士及び防災士連絡会の活動を支援し、地域防災力の強化、防災意識の高揚、地域における自主防災組織の育成に努めます。

(6) 治山・治水対策の促進

危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関との連携のもと、

河川の改修や適正管理、排水機場の管理、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進し、災害の未然防止に努めます。

(7) 武力攻撃等緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づき、平素の備えや事態発生時の即応体制の整備に関する取り組みを推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
消防団員数	人	79	80
火災発生件数	件	3	0
消防・救急体制に関する町民の満足度	%	58.1※	60.0
防火対象物等の法令遵守率	%	50.9	60.0

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



7 交通安全・防犯

現状と課題

近年、交通事故件数は全国的に減少傾向にありますが、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しており、国は「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を通じてその対策を進めているところです。

本町では、町や各種団体、町内事業所で構成する交通安全推進協会が中心となって、警察等の関係機関と連携しながら、交通安全指導員による交通指導をはじめ、交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚に取り組むとともに、交差点などの危険箇所の点検等を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

しかし、冬期間の吹雪等による視界不良や交通マナーの低下など、様々な要因によって交通事故は依然として発生しています。

このため、高齢化の急速な進行も勘案し、交通安全意識の啓発を一層推進していくとともに、運転免許証の自主返納への対応、危険箇所を中心とした安全対策を行うなど、交通安全対策全般にわたる一層の強化が必要です。

一方、防犯面については、近年、事務所荒らしや車上荒らしなど、交通網の整備に伴う犯罪の広域化や、インターネットやスマートフォン等を使った顔がみえない犯罪が増加する中、安全性の確保が特に重視されています。

本町では、警察や防犯協会などの関係機関・団体と連携し、啓発活動や定期的な防犯パトロールを実施しているほか、サポートハウス^{※11}事業や防犯灯・街路灯の設置を進めています。

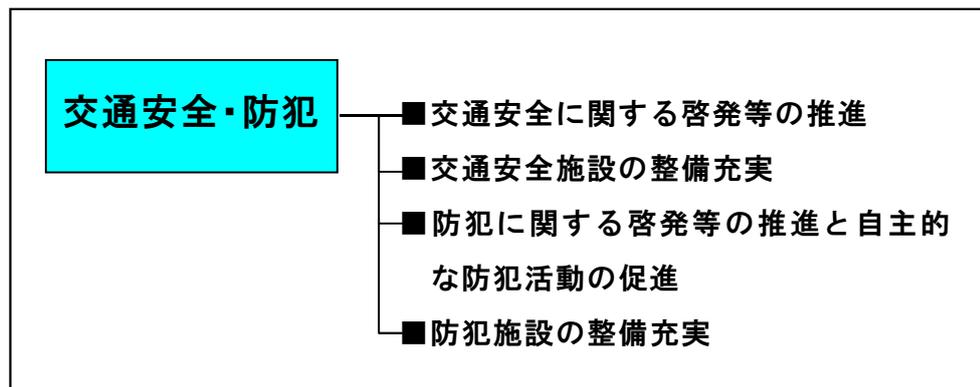
これらの町ぐるみでの取り組みによって、平成29年度における犯罪発生件数は11件となっていますが、近年、全国的に青少年を取り巻く環境の悪化や核家族化、地域連帯感の希薄化が進みつつあり、本町においても犯罪防止機能が低下していくことが懸念さ

※11 子どもや女性が身の危険を感じた時などに助けを求める一般家庭や事業所

れます。

今後は、関係機関・団体との連携を強化しながら、町民の防犯意識の啓発や自主的な防犯活動の促進、防犯灯・街路灯、防犯カメラ等の効果的な設置に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 交通安全に関する啓発等の推進

重点プロジェクト3

警察等の関係機関との連携のもと、交通安全推進協会を中心に、交通安全指導員による交通指導をはじめ、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

(2) 交通安全施設の整備充実

危険箇所の点検・調査を行いながら、国道・道道の交通安全施設の整備充実を関係機関に要請していくとともに、町道についても、交通量の多い路線や通学路を中心に、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備充実を計画的に推進します。

(3) 防犯に関する啓発等の推進と自主的な防犯活動の促進

重点プロジェクト3

警察や防犯協会等の関係機関・団体との連携のもと、啓発活動や防犯パトロールの充実を図り、町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、町民の自主的な防犯活動・パトロール活動の促進に努めます。

(4) 防犯施設の整備充実

夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、防犯灯・街路灯の設置を計画的に進めるとともに、防犯カメラの設置に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
交通事故発生件数	件	6	0
交通事故死亡者数	人	0	0
交通事故負傷者数	人	9	0
犯罪発生件数	件	8	0

関連するSDGsの目標



8 雪対策

現状と課題

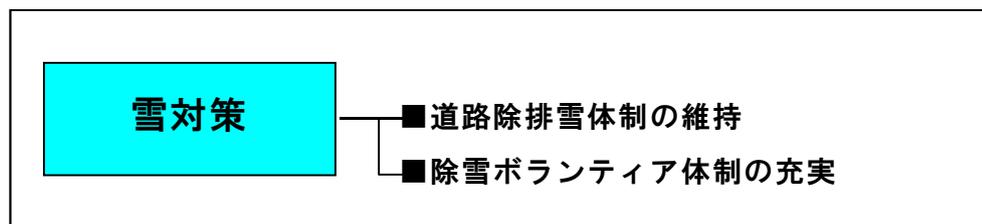
冬期間において、快適で安全・安心な生活を確保するためには、除排雪対策をはじめとする総合的な雪対策が必要です。

特に、降雪・積雪ともに非常に多く、特別豪雪地帯に指定され、また、少子高齢化が急速に進む本町にとって、雪対策は必要不可欠な要件であり、きめ細かな除排雪をはじめ、雪を利活用し、雪と共生できる環境整備が求められます。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の急速な進行により除排雪処理の担い手不足が深刻化しており、除雪体制の維持が困難な状況にあります。

町民・事業者・行政がお互いの役割分担のもと協働を推進しながら、将来的に安定した除排雪体制の確保や自力で除雪が困難な高齢者・障がい者への支援、豪雪時の対応充実等に取り組み、すべての町民が安全・安心な冬の暮らしを送れる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 道路除排雪体制の維持

重点プロジェクト5

- ① 除雪機械の計画的更新、降雪・積雪情報提供体制の整備、定期的な道路パトロールの実施等により、町道の除排雪体制の維持・充実を図るとともに、国道・道道の除排雪体制についても、その維持・充実を関係機関に要請していきます。
- ② 公共性の高い私道については、除雪費用の補助を行い、町民の負担の軽減を図ります。

(2) 除雪ボランティア体制の充実

社会福祉協議会との連携のもと、除雪ボランティアの充実及び有効活用を促進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
雪対策の状況に関する町民の満足度	%	42.8※	45.0

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



第4章 人が輝き文化が薫るつきがた

1 学校教育

現状と課題

子どもたちが、生きる力を身につけ、これからの社会を築き、支えていく人材として成長していくために、学校教育に求められる役割はますます大きなものとなっています。

本町には、町立の月形小学校、月形中学校が設置されており、小学校児童数は101人、中学校生徒数は39人（令和元年5月1日現在）となっています。

学校施設・設備については、小・中学校ともに建築後30年以上を経過しており、児童・生徒数の減少や施設の老朽化を踏まえた上で今後の学校のあり方を検討すべき時期にきているほか、給食センターの老朽化への対応が課題となっているため、令和2年度から今後の学校施設のあり方について、具体的な検討を行う予定です。

また、教育活動については、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指した新学習指導要領が国から示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されることになりました。

今後は、これらを踏まえた教育行政の推進が求められ、本町の教育資源を十分に活かしながら、子どもが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するためのきめ細かな教育活動を進めていく必要があります。

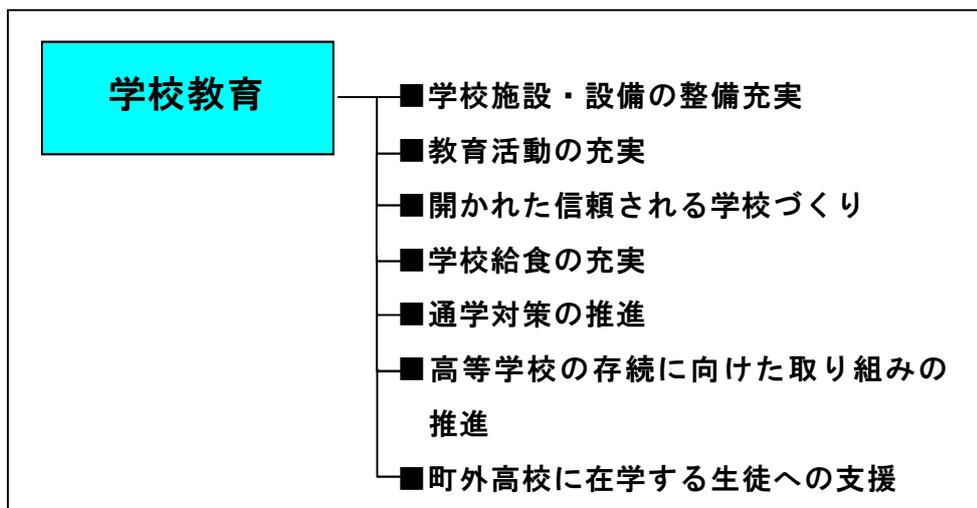
また、本町では、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が年々増加傾向にあります。共生のまちづくりに向け、特別支援学級支援員などの人材の確保、教育相談をはじめとする町一体となった教育支援体制を確立する必要があります。

このほか、本町には、道立の月形高等学校が設置されており、

生徒数は74人（令和元年5月1日現在）となっています。

月形高等学校は、本町の重要な教育施設であり、町の活性化のためにも必要不可欠な存在であることから、その存続に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 学校施設・設備の整備充実

- ① 子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の防災拠点として、学校施設の改修整備を計画的に推進します。
- ② 小学校、中学校及び給食センターの今後のあり方に関する検討を進めます。
- ③ 情報教育のためのコンピュータの更新やソフトウェアの導入など、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

(2) 教育活動の充実

重点プロジェクト4

- ① 確かな学力の育成に向け、認定こども園・小学校・中学校の連携強化や非常勤講師の配置による一貫したきめ細かな指導の推進をはじめ、ALTの活用等による外国語教育の充実、本町ならではの教育資源を活かした創意ある教育の充実、情報教育や環境教育など社会変化に対応した教育の充実を図ります。

- ② 豊かな人間性の育成に向け、道徳教育をはじめ、人権教育や福祉教育の充実を図るほか、いじめや不登校などの心の問題に対し、スクールカウンセラー等による相談・指導の充実に努めます。
- ③ 健康の増進と体力の向上に向け、体育や健康教育の充実を図ります。
- ④ 特別な支援が必要な児童・生徒の教育環境の向上に向け、特別支援学級支援員の配置、関連部門が一体となった相談・指導体制の確立を図ります。
- ⑤ 質の高い授業の実施、信頼される学校づくりに向け、教職員の研修活動を支援し、資質の向上を図ります。

（3）開かれた信頼される学校づくり

地域との交流や施設の開放、学校経営に関する評価の実施・公表等を通じ、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入を推進します。

（4）学校給食の充実

- ① 安全・安心で栄養バランスのとれた給食の提供と子どもたちの望ましい食習慣の形成に向け、関連部門が一体となって、食育と地産地消の取り組みを進めます。
- ② 老朽化した給食センターの建て替えに関する検討を進めます。

（5）通学対策の推進

遠距離児童・生徒の通学のため、スクールバスの運行を行うとともに、通学路の安全管理対策を強化します。

（6）高等学校の存続に向けた取り組みの推進 重点プロジェクト4

月形高等学校への入学者の安定確保に向け、月形高等学校の魅力の向上やPR活動を推進するとともに、月形中学校からの入学者に対する奨励金の交付や、通学に公共交通機関を利用する場合の交通費の助成をはじめ、各種支援を継続して実施します。

（7）町外高校に在学する生徒への支援 重点プロジェクト4

月形町外の高校に在学する生徒に対する奨励事業により、資格取得費用や模擬試験受験費用の一部を助成します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
授業が楽しいと感じる児童生徒の割合	%	93.3	95.0
コミュニティ・スクール実施学校数	校	0	2
児童・生徒用タブレットの導入台数	台	44	140
町内高校入学者の割合	%	32.0	50.0

関連するSDGsの目標



2 生涯学習

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴いライフスタイルの多様化がますます進む中、だれもが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められています。

本町では、町民が郷土を愛し、社会の一員として躍動し、豊かな人生を送ることができるよう、集会施設や図書館等を活用し、幼児から高齢者までを対象とした様々な講座・教室を実施しているほか、社会教育団体の活動支援に努めています。

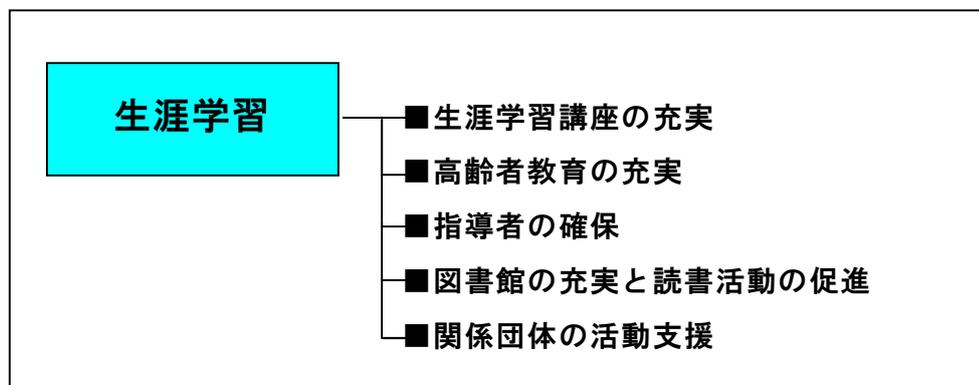
しかし、少子高齢化や人口減少が進む中、各種活動への参加者の減少や固定化、指導者不足といった状況がみられるほか、社会・経済情勢の変化に伴ってますます多様化する町民の学習ニーズに的確に応えていくため、講座参加者への聞き取り調査や他自治体の動向等、生涯学習に関する情報収集を進めていく必要があります。

図書館においては、施設の老朽化が進んでおり、これへの対応が求められているほか、利用促進が課題となっています。

また、子どもが読書に親しみ、健やかに成長していくことができるよう、子ども読書活動推進計画に基づき、町全体で子どもの読書活動の促進を図る必要があります。

今後は、町民ニーズを常に把握しながら、学習意欲が湧く魅力的な講座・教室の開催をはじめ、図書館の充実や読書活動の促進、社会教育団体との連携強化に努め、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 生涯学習講座の充実

多様化する学習課題に対応するため、町民ニーズを的確に把握しながら、生涯学習講座の充実に努めます。

(2) 高齢者教育の充実

「ふれあい大学」については、自主的な企画・運営を通じて教養を高めるとともに、交流・コミュニティづくりの場として活かすことができるよう、内容充実に努めます。

(3) 指導者の確保

様々な学習活動をサポートするため、教員経験者の活用や大学などとの連携のもと、指導者を確保していきます。

(4) 図書館の充実と読書活動の促進

① 図書館については、施設・設備の適正管理をはじめ、蔵書の充実や学校図書室とのネットワークの強化、日曜開館や移動図書の推進等に努め、読書活動・コミュニティ活動の拠点としての機能強化及び利用促進に努めます。

② 子どもたちの感性や表現力、想像力を育むため、子ども読書活動推進計画に基づき、ブックスタート事業や読書感想文コンクールの実施をはじめ、読書ノートなど読書活動の促進に向けた取り組みを進めます。

(5) 関係団体の活動支援

町民の自主的な学習活動を促進するため、社会教育団体や学習グループ等の活動支援に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
生涯学習講座参加者数	人	28	50
高齢者教育（ふれあい大学）参加者数	人	47	55
図書館利用者数	人	6,073	6,600
図書館蔵書数	冊	26,069	28,000

関連するSDGsの目標



3 青少年健全育成

現状と課題

青少年を取り巻く環境として、核家族化、少子化の進行、共働き世帯の増加を背景に親子の接触機会の減少や地域における連帯意識の希薄化等、家庭や地域での教育機能の低下が指摘されています。また、近年は、いじめや虐待、犯罪の低年齢化、引きこもりやニートの増加等、青少年を取り巻く問題は複雑化、多様化しています。

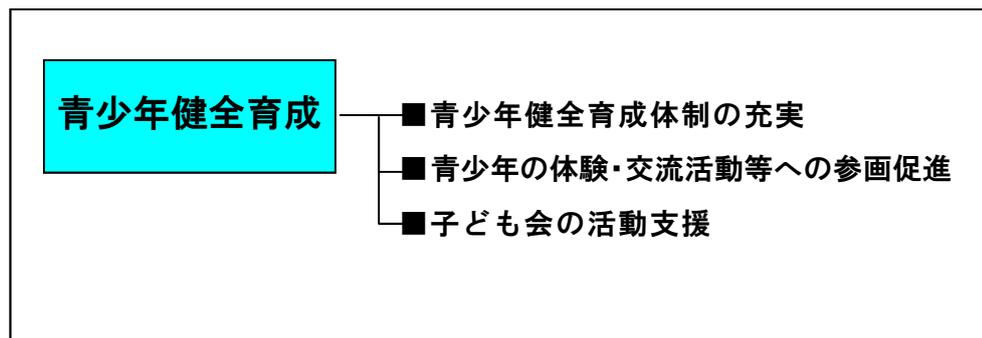
本町では、青少年教育を中心に、青少年に対する体験・交流機会や社会参画機会の提供、子ども会などの団体活動の育成・支援等を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

しかし、子どもの数が減少していく中で、多様な体験・交流活動プログラムを企画するものの、参加人数が少なく、十分な成果を得ることができない状況もみられます。

また、子ども会活動においては、会員数の減少により統廃合が繰り返されており、地域子ども会の単位や活動内容を再検討していく必要があります。

このような状況を踏まえ、今後は、町の将来を担う青少年が心身ともに健全に成長していくことができるよう、町全体で子どもを守り育てる体制づくりのもと、各種の健全育成活動を積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 青少年健全育成体制の充実

- ① 町全体で子どもを守り育てるため、家庭・学校・地域・行政等の連携を強化し、非行防止活動等の推進、家庭教育に関する学習機会の提供や広報・啓発活動の推進に努めます。
- ② 青少年や青少年団体が自ら行う活動を奨励・支援するため、青少年健全育成基金の充実・活用を図ります。

(2) 青少年の体験・交流活動等への参画促進

- ① 青少年の体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り、積極的な参画を促進します。
- ② 青少年の集団生活における協調性や社会性を育むため、リーダー研修会を実施します。

(3) 子ども会の活動支援

子ども会活動を引き続き支援していくとともに、会員数の減少を踏まえ、地域子ども会の単位や活動内容の再検討を進め、その充実を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
体験・交流活動参加者数	人	83	90
リーダー数	人	15	15
青少年健全育成基金活用件数	件	3	5

関連するSDGsの目標



4 スポーツ

現状と課題

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利です。また、スポーツは、心身の健康の維持・増進に役立つだけでなく、住民同士の交流や親睦を深めるものとして、活力ある地域づくりに大きな役割を担っています。

本町では、体育協会を中心に、加盟スポーツ団体やスポーツ少年団が、総合体育館や野球場をはじめとするスポーツ施設を利用し、活発に活動しています。

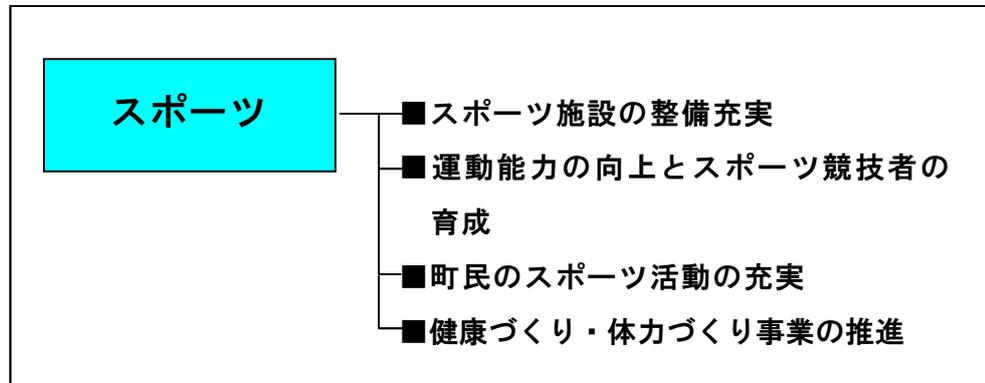
児童向けでは、4歳以上小学生未満の幼児及び小学校1～2年児童を対象としたスポーツ教室を展開し、幼少期における運動能力と体力の向上に取り組んでいるほか、長期休暇には水泳教室やスキー教室などを開催し時期に合わせた運動機会を提供しています。

また、大学との連携により、つきがた健康づくり・体力づくり推進事業を行い、大学の専門的知識を活かした健康講座を開催しています。

しかし、近年は人口減少の影響によりスポーツ活動に参加する人の減少や固定化が進んできていることが課題となっており、事業内容の見直しや充実が課題となっています。

今後は、各スポーツ施設の整備充実を進めながら、スポーツ団体や指導者の育成、スポーツ教室の充実、さらには関連部門の横断的連携による健康づくり・体力づくり事業の推進など、スポーツ・健康づくり活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) スポーツ施設の整備充実

総合体育館をはじめとする各スポーツ施設について、老朽化への対応や安全性の向上、利用促進に向け、改修や補修等を計画的に実施します。

(2) 運動能力の向上とスポーツ競技者の育成

- ① 幼児及び小学校低学年児童を対象としたスポーツ教室を充実させ、幼少期における運動能力と体力の向上に取り組みます。
- ② 全国・全道規模のスポーツ大会出場への支援や、選手・指導者の育成等への支援を積極的に進めます。

(3) 町民のスポーツ活動の充実

重点プロジェクト1

町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、体育協会や加盟スポーツ団体の育成・支援に努めます。特に、体育協会等と連携し、ニュースポーツから競技スポーツまで、各種スポーツ教室・スポーツイベントの開催を図り、スポーツを通じて健康で元気なまちづくりを目指します。

(4) 健康づくり・体力づくり事業の推進

重点プロジェクト1

町民全員が健康で元気なまちづくりを進めるため、大学と連携し、また関連部門相互の連携のもと、成人向けの健康づくり・体力づくり推進事業を積極的に推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
スポーツ事業参加者数	人	714	800
スポーツ施設利用者数	人	21,826	22,000
各種スポーツ団体育成・支援件数	件	6	6

関連するSDGsの目標



5 文化芸術・文化財

現状と課題

文化芸術は、地域の個性や独自性を生み出すものであるとともに、地域の活性化やコミュニティの形成と密接に結びついており、まちづくりに欠かせない重要な要素です。

本町では、文化連盟及び加盟文化団体が中心となって、集会施設等を利用し、様々な文化芸術活動を行っているほか、町と連携して町民文化祭を開催しています。

町としては、これらの文化芸術団体の育成・支援をはじめ、文化芸術の振興に関する多様な取り組みを行っています。

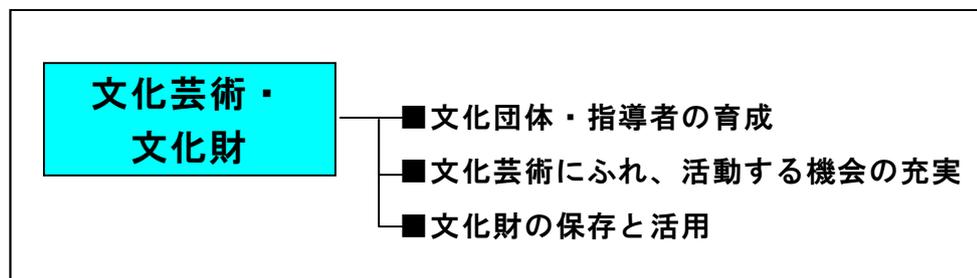
特に、芸術鑑賞機会の充実に向け、年齢層に合わせた芸術鑑賞会を開催しているほか、本格的な音楽・劇場ホールで行われるミュージカルやクラシックコンサートに直にふれるため、芸術鑑賞バスツアーなどを企画・開催しています。

しかし、少子高齢化の急速な進行等に伴い、活動団体の減少や参加者の高齢化による活動の停滞といった状況もみられ、今後は、だれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動成果を発表できる環境を維持していく必要があります。

一方、文化財は、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

本町には、「北海道の集治監」として北海道遺産に認定された旧樺戸集治監本庁舎や水道遺跡など、先人たちの歩みを今に伝える貴重な文化財がありますが、今後とも適切な調査や保存、活用等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 文化団体・指導者の育成

町民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化連盟や加盟文化団体をはじめ、各文化芸術活動団体（サークル・個人）の育成に努めます。

(2) 文化芸術にふれ、活動する機会の充実

重点プロジェクト4

- ① 年齢層に合わせた芸術鑑賞会や芸術鑑賞バスツアーの企画・開催を図ります。特に、小・中学校では、子どもたちの豊かな創造力や思考力、表現力を育むため、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保を図ります。
- ② 町民文化祭については、文化連盟との協働のもとに内容充実に努め、文化芸術活動の成果を発表する場の充実と継続的な活動につなげていきます。

(3) 文化財の保存と活用

旧樺戸集治監本庁舎や水道遺跡などの町指定文化財の適正な保存に努めるとともに、観光への活用を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
芸術鑑賞事業参加者数	人	706	800
文化連盟加盟団体数	団体	17	17

関連するSDGsの目標



6 国際化・地域間交流

現状と課題

人・物・資本・情報の地球規模での交流が活発化し、産業・経済分野はもとより、人々の日常生活においても国際化が進んでいます。

このような中、本町では、ALTによる外国語教育、外国語講座の充実に努めるとともに、実用英語技能検定合格者の海外派遣を推進し、国際化に対応した人材の育成を進めています。

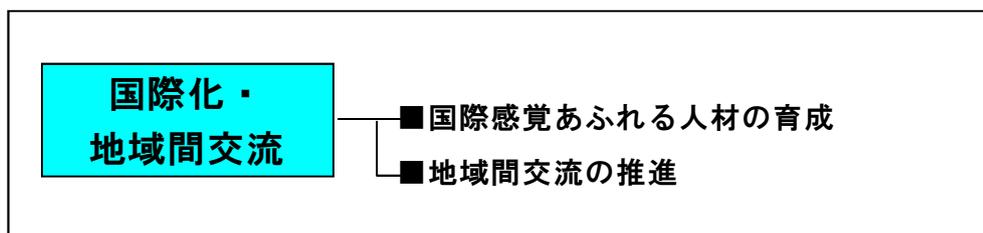
今後、国の施策により外国人労働者が増加することも予測され、国際化がさらに進む中で、これに対応できる人づくりが一層重要なものになってくることが予想されるため、これまでの取り組みをさらに充実させ、人材育成を一層推進していく必要があります。

一方、国内における他地域との交流としては、平成2年に新潟県新潟市月潟地区（旧月潟村）との友好姉妹町村提携を締結し、これまで物産交流やスポーツ交流、児童交流を中心に交流を進めてきました。

また、平成25年から、町名の由来となった樺戸集治監初代典獄月形潔氏の出身地である福岡県中間市との交流も始まり、民間を主体とした物産交流を中心として継続されています。

こうした地域間の交流は、自らのふるさとの再発見や郷土愛の醸成はもとより、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであることから、今後とも交流を継続していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 国際感覚あふれる人材の育成

- ① A L Tの活用等により、外国教育や外国語講座、国際理解を深める事業の充実を図ります。
- ② 国際感覚あふれる人材の育成に向け、実用英語技能検定合格者の海外派遣を引き続き推進します。

(2) 地域間交流の推進

友好姉妹町村等との交流について、今後とも既存の交流事業を継続し、地域活性化や人材育成につなげられるよう努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
国内外との交流活動の状況に関する町民の満足度	%	12.8※	15.0
A L T 配置人数	人	1	2

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



第5章 発展への基盤が備わったつきがた

1 土地利用

現状と課題

土地は、町民生活に深く結びつく重要な資源であり、中山間地に位置する本町では活用範囲が限られることから、長期的な展望に立った計画的な土地利用を推進し、町の均衡ある発展を目指す必要があります。

本町は、北海道空知総合振興局管内の中部西端に位置する総面積150.40km²のまちで、北西部には森林や丘陵地が広がり、中央部や南部は石狩平野の一部を形成しており、森林・原野・農用地が総面積の約90%を占めています。

本町ではこれまで、国土利用計画や農業振興地域整備計画、森林整備計画等の土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進してきました。

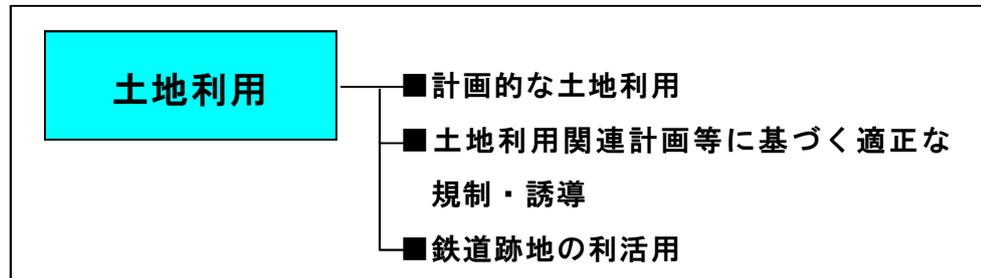
しかし、社会・経済情勢の変化に伴い、農地面積の減少等が進んでおり、基幹産業である農業の維持・発展に向けた農地の保全・活用が求められているほか、環境保全の重要性が叫ばれる中、優れた自然環境・景観や森林の保全に努めることが必要となっています。

また、人口減少やこれに伴う市街地域の衰退が進む中、快適な居住環境づくりや商業機能の維持、観光機能の強化など、定住・移住の促進や人が交流する場の創造等を目指した土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

さらに、JR札沼線（学園都市線）は一部廃止の決定により、代替バスへの転換を余儀なくされることとなった上、廃止後は鉄道跡地の利活用も検討していかなければなりません。

これらのことを踏まえ、土地利用関連計画の調整を行いながら、将来にわたって町が持続的に発展していくための計画的な土地利用を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 計画的な土地利用

環境保全に関する配慮を十分に行い、土地利用に関する各種計画に基づきながら、適切な土地利用を推進していきます。

(2) 土地利用関連計画等に基づく適正な規制・誘導

無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた土地利用の促進に向け、土地利用関連計画や関連法、関連条例についての周知に努めるとともに、これらに基づく適正な規制・誘導に努めます。

(3) 鉄道跡地の利活用

J R 札沼線（学園都市線）一部廃止後の鉄道跡地に関して、J R 北海道と協議の上で様々な視点からその利活用の検討を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
土地利用の状況に関する町民の満足度	%	13.4※	15.0

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



2 住宅施策

現状と課題

快適で安全・安心な住宅・住環境の確保は、人々の定住・移住を促進するための重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

本町ではこれまで、少子高齢化や人口減少が急速に進む中、快適な住まいづくり住宅補助、あんしん住宅補助、民間賃貸住宅等建設補助の各制度の拡充により、住宅の建設や購入、リフォーム、アパート・マンションなどの民間賃貸住宅の建設を支援し、一定の成果をあげてきました。

また、町営住宅については、町営住宅長寿命化計画等に基づき、建て替えや適正な維持管理等を推進してきましたが、建物の老朽化に伴う除却は計画通りには進んでいない状況にあります。

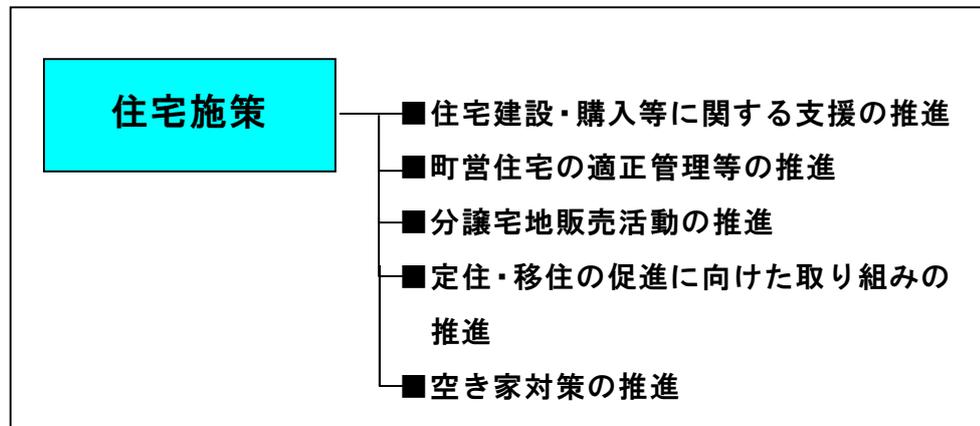
今後は、住宅建設・購入等に関する各制度による支援を引き続き行っていくとともに、既存の町営住宅の適正管理や、耐用年数が過ぎた町営住宅の取り壊しを進めていく必要があります。

また、本町では、優良林間住宅地、北陽団地、白陽団地の3か所の分譲宅地の開発・販売を進めてきました。

景気動向など社会情勢の影響もあり、販売件数は一時伸び悩みの状況にありましたが、廉価販売等により近年は一定の販売実績をあげています。

今後は、定住・移住の相談体制の充実や空き家バンク制度を充実させるとともに、町外通勤者をはじめとする人々の定住・移住の促進に向けた効果的な取り組みを検討し、推進する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 住宅建設・購入等に関する支援の推進

重点プロジェクト5

- ① 民間賃貸住宅等建設補助の周知を図るとともに、さらなる有効な手法の検討を通じて民間賃貸住宅の建設を促進に努めます。
- ② 快適な住まいづくり住宅補助、あんしん住宅補助、リフォーム補助の各制度による支援を継続します。

(2) 町営住宅の適正管理等の推進

- ① 町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の適正な管理に努めるとともに、耐用年数が過ぎた町営住宅については、取り壊しを進めます。
- ② 社会・経済情勢や町民ニーズの動向、民間賃貸住宅の建設状況等を踏まえながら、将来的な町営住宅の建て替えの必要性について慎重に検討します。

(3) 分譲宅地販売活動の推進

3か所の分譲宅地について、販売方法の検討及びPR活動の充実を図り、販売促進に努めます。

(4) 定住・移住の促進に向けた取り組みの推進

重点プロジェクト5

- ① 定住・移住についての相談に効果的に対応できるよう、移住相談ワンストップ窓口の一層の充実に努めます。

- ②若者や後継者の定住及びU・J・Iターンの促進に向け、持ち家取得など関係施策と連携し、効果的な支援制度を検討するとともに、その推進を図ります。

(5) 空き家対策の推進

- ① 空き家バンク制度等を通じて空き家利活用の促進を図ります。
 ② 移住・定住を促進するため、民間事業者による空き家のリフォームに関する検討を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
あんしん住宅補助によるバリアフリー化・省エネ化改修の件数	件	3	5
耐震基準に適合した町営住宅の割合	%	83	87
町営住宅管理戸数	戸	217	207
民間賃貸住宅の建設戸数（5年間）	戸	14	16
町外からの移住者数（5年間）	人	20	30
分譲地売却率	%	75.7	85.0

関連するSDGsの目標



3 道路・公共交通

現状と課題

道路や公共交通は、便利で快適な住民生活や活力ある産業活動、地域間の連携・交流を支える重要な社会基盤です。

本町の道路網は、令和元年4月現在、国道1路線（国道275号）、道道4路線（主要道道岩見沢月形線・月形厚田線、一般道道月形幌向線・石狩月形停車場線）、町道158路線によって構成されています。

本町ではこれまで、国や北海道と連携しながら、国道・道道の整備促進に努めるとともに、町道の整備を計画的に進めてきました。

近年では、石狩川頭首工管理橋が平成29年4月に供用開始したほか、一般道道月形幌向線の昭栄橋の架け替えが着工され、令和元年度に完成予定となっています。

町道については、各路線の改良・舗装等を進めてきたほか、橋梁長寿命化修繕計画の策定のもと、橋梁の点検を進めており、緊急性の高い橋梁から順次補修等を進めてきています。

今後とも、交通立地条件の向上と利便性・安全性の強化に向け、国道・道道の整備促進や町道の整備、橋梁の長寿命化、道路の総点検等を進めていく必要があります。

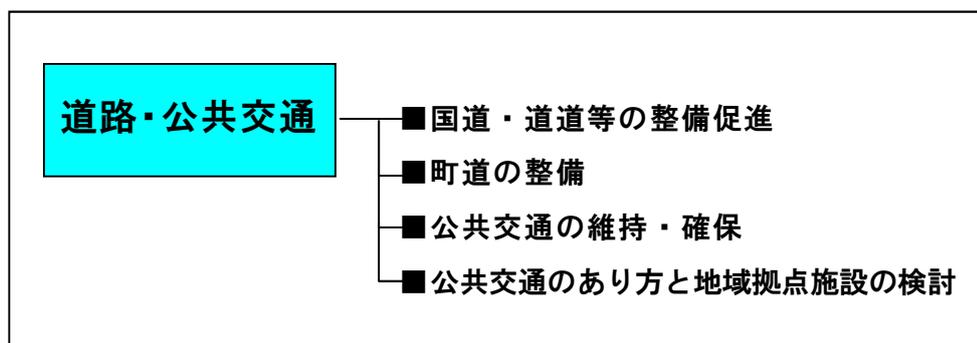
一方、本町の公共交通については、JR札沼線（学園都市線）の一部廃止（北海道医療大学～新十津川間）が決定したため、代替バスの運行に向けた準備が必要となっており、本町と岩見沢市とを結ぶ民間の路線バス、新篠津村経由で江別市とを結ぶ新篠津村村営バス（ニューしのつバス）と合わせ、ターミナル機能をもつ地域拠点施設の検討を進めているところです。

また、町においても住民混乗方式によるスクールバスの運行を行っているほか、民間のハイヤー事業者への運営補助を行い、町民の交通手段の確保に努めています。

これらは、広域的な移動手段として、また町民生活における身

近な交通手段として、重要な役割を果たしていることから、利用促進に向けた取り組みを進めながら、その維持・確保に努めるとともに、町内の公共交通のあり方と交流人口の増加や産業の振興等を見据えた地域拠点施設について複合的に検討していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 国道・道道の整備促進

国道275号・一般道道の適正な維持管理及び整備について関係機関に要請します。

(2) 町道の整備

- ① 地域の要望等を踏まえながら、重点道路を中心に、町道網の改良・維持管理等を計画的に推進します。
- ② 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、緊急性の高い橋梁から順次補修等を進めます。
- ③ 老朽化が進む道路ストック^{※12}について、道路利用者及び第三者の被害を防止するため、総点検を実施し、改良・維持管理等を行います。

※12 これまで整備してきた橋梁、付属施設などの道路構造物

(4) 公共交通の維持・確保

重点プロジェクト5

- ① J R 札沼線（学園都市線）の一部廃止に伴い、代替バスを運行します。
- ② 自動車等で自ら移動することができない町民が、安心して利用できる新たな公共交通の導入を検討します。
- ③ 民間の路線バス及び新篠津村営バス（ニューしのつバス）、民間のハイヤーについては、町民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、引き続き補助を行い、維持・確保を図ります。

(5) 公共交通のあり方と地域拠点施設の検討

重点プロジェクト5

バス、ハイヤー、スクールバスも含め、今後の本町の公共交通のあり方や、バスターミナル機能をもつ地域拠点施設の検討を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
橋梁の長寿命化整備率	%	28.6	70.0
道路の整備状況に関する町民の満足度	%	34.5※	40.0
路線バスに関する町民の満足度	%	14.4※	30.0
町運行のバスに関する町民の満足度	%	22.7※	30.0

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標

4 情報化

現状と課題

情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっています。

本町では、新篠津村との共同事業で町内に光ケーブルを敷設し、高速インターネットが利用可能な環境を整備するとともに、全世帯にIP告知端末機を設置してきました。また、IP告知端末の更新を行い、スマートフォンでも配信情報を見ることができる環境となっています。

今後は光ファイバーケーブルの維持管理及び更新に多額の費用が見込まれることや、町内におけるWi-Fi環境への対応が課題となっています。

また、行政からの情報発信ツールとしてこれまでホームページの充実を図ってきましたが、情報量の増大に伴ってホームページの管理の困難さも増大しており、SNSによる情報発信ツールの活用も含めた対応が必要となっています。

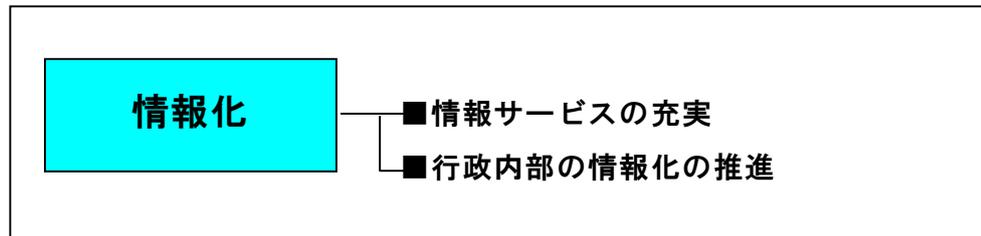
今後、新しい通信技術やIoT^{※13}技術が進歩することを踏まえ、国内における普及状況や町民ニーズに合わせた対応を行っていくことが求められます。

また、こうした情報化への対応は、町民サービスの向上や自治体経営の効率化、町全体の活性化に大きな役割を果たす社会基盤として、その重要性がさらに高まることが予想されます。

このため、高齢者や障がい者を含め、すべての町民が支障なく利用できる情報環境づくりに留意しながら、これまでの取り組みを活かした行政内部の情報化の一層の推進、IP告知端末機の利活用等による多様な分野における情報サービスの提供を図り、町全体の情報化をさらに進めていく必要があります。

※13 「Internet of Things」の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、身の周りのあらゆるモノがインターネットにつながる仕組みのこと

施策の体系



主要施策

(1) 情報サービスの充実

- ① だれもが等しく情報サービスを利用できる環境づくりに向け、関係機関や民間通信事業者との連携のもと、高速・大容量の情報通信基盤の整備・確保に努めます。
- ② 情報通信基盤の充実を図るため無料Wi-Fiスポットの拡充に努めます。
- ③ IP告知端末機の適正な維持管理、町からのお知らせの内容充実に努めるとともに、IP告知端末機を利活用した町民生活の向上につながる新たな情報サービスの提供について研究し、その実現化に努めます。
- ④ 町民が様々な情報を入手し、町民生活に役立てることができるよう、町ホームページの内容充実及び有効活用を図ります。
- ⑤ 町からのより迅速な情報発信を行うため、SNSの活用及びSNSと町ホームページ管理システムとの連動等について検討を進めます。

(2) 行政内部の情報化の推進

- ① 庁内ネットワークサーバ機器の適切な更新と利活用、事務の効率化のために必要な新たなシステムの導入等により、行政内部の情報化を一層推進します。
- ② 町民の個人情報を始めとした行政運営上重要な情報などの漏洩等を防ぐため、行政内部における情報セキュリティ^{※14}対策を推進します。

※14 安全・保護

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
IP告知端末機利用世帯率	%	95.0※	100.0
インターネット加入率	%	42.2	45.0
無料Wi-Fiスポット数	箇所	0	3

※令和元年度にIP告知端末機の更新を行っている。実績は更新後の利用世帯率。

関連するSDGsの目標



第6章 とともに生き、ともにつくるつきがた

1 コミュニティ

現状と課題

人口減少や価値観の多様化等により、地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化していると言われてしています。

地域の活性化や防犯・防災、環境保全、福祉など様々な地域課題の解決に向けて、地域と行政がともに考え、取り組んでいくことが必要となっています。また、地域の活性化や課題解決にあたっては、それぞれの地域の特性や実情に応じた柔軟な対応が求められています。

本町では、自治組織として、13の行政区と、その下に町内会が組織されており、様々なコミュニティ活動が展開されています。

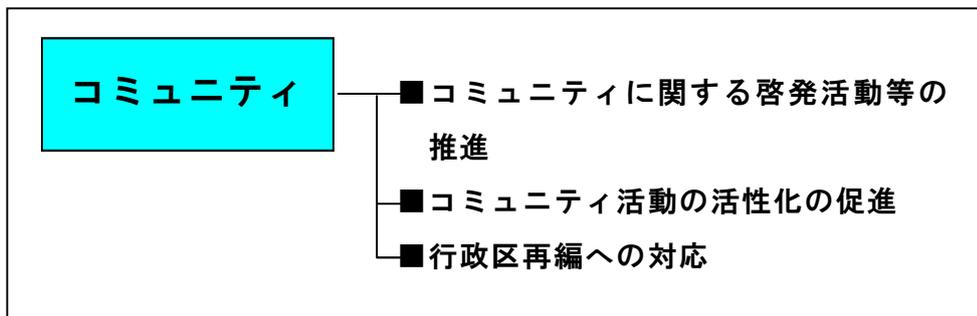
町としては、町民の自主的な活動を促進するため、行政区に対する運営交付金の交付等により、活動支援に努めています。

しかし、本町においても、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化等を背景に、コミュニティ意識の希薄化が進みつつあるほか、行政区長や町内会長などコミュニティ活動の中核的人材のなり手不足が課題となっています。

また、人口減少を背景に行政区としての規模の縮小もみられ、行政区の再編に向けた動きが出てくる可能性があります。

今後は、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となりますが、地域の共同意識や信頼関係を醸成するコミュニティ活動を今後も継続していくことが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) コミュニティに関する啓発活動等の推進

コミュニティや住民自治の重要性、実際の活動状況等に関する広報・啓発活動、情報提供等を行い、町民のコミュニティ意識の高揚に努めます。

(2) コミュニティ活動の活性化の促進

地域住民の自主的な活動を促進し、活力ある行政区・町内会運営が行えるよう、行政区運営交付金等の交付を引き続き行います。

(3) 行政区再編への対応

地域住民から行政区の再編に関する相談があった場合には、必要な情報の提供を行うとともに、その実施に向けた支援を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
行政区数	行政区	13	12
コミュニティ活動の状況に関する町民の満足度	%	29.4*	35.0

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



2 町民参画・協働

現状と課題

財政状況が厳しき増す中で、ますます高度化・多様化する行政ニーズに対応しながら、個性的で自立した自治体を創造・経営していくためには、住民や住民団体、民間企業、行政等の多様な主体が、ともに役割と責任を担い、協働するまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

そのためには、住民と行政とが夢と危機感を共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、様々な分野において新たな関係を構築していく必要があります。

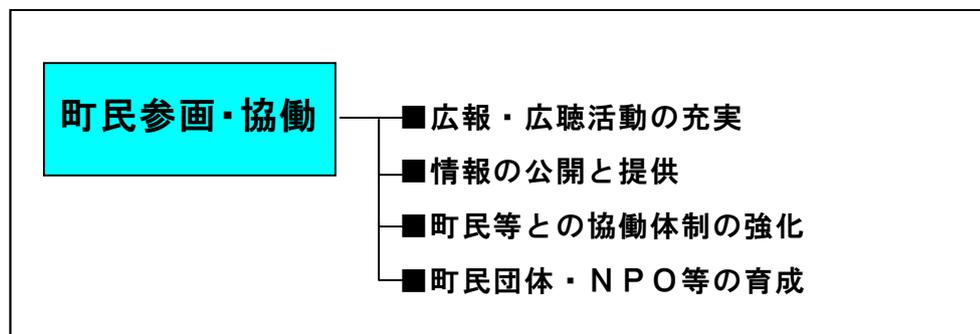
本町では、町民の視点に立ったまちづくりを基本に、広報「花の里つきがた」、町民がよく利用する手続きをまとめた冊子「つきがた暮らしの便利帳」、ホームページ、IP告知端末機等を通じた広報活動を推進するとともに、町政懇談会の開催、各種アンケート調査の実施などの広聴活動を行っています。

また、情報公開条例に基づき、円滑な情報公開に努めているほか、「月形の統計」の定期発行など統計情報の提供に努めています。

さらに、各種の審議会や委員会の開催や一般公募による委員の委嘱等を通じて、町民参画のもとに行政計画の策定・推進に努めています。特に、町の重要施策等については、「月形町未来を考える委員会」において、現状の調査・研究や必要な施策に関する提言が行われています。

今後もこれらの活動を積極的に推進していくことが求められますが、人口減少に伴う担い手不足や、まちづくり活動への参加者に固定化がみられることから、今後も町民の積極的な取り組みを促すための情報提供や啓発活動を進めていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) 広報・広聴活動の充実

- ① 広報「花の里つきがた」、「つきがた暮らしの便利帳」、ホームページ、IP告知端末機等による広報活動の一層の充実に努めます。
- ② 町政懇談会、出前町長室、各種団体との意見交換会等を通じて広聴活動の一層の充実に努めます。

(2) 情報の公開と提供

- ① 町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するため、文書管理体制の充実のもと、個人情報保護に配慮しながら、情報公開を推進します。
- ② 町の状況を町民に理解してもらうため、各種統計調査の実施と「月形の統計」等による統計情報の提供等を行います。

(3) 町民等との協働体制の強化

- ① 町の政策形成への町民の参画・協働を促すため、各種行政計画の策定や評価、見直しにあたり、審議会・委員会委員の一般公募やパブリックコメントを実施していきます。
- ② まちづくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に資する活動として、町民団体やNPO、民間企業、大学等の参入を促進します。

(4) 町民団体・NPO等の育成

既存の各種町民団体の活動支援に努めるほか、新たなまちづくり団体やNPO等の育成に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
広報「花の里つきがた」を読んでいる町民の割合	%	93.9 ^{※1}	95.0
町のホームページを見たことがある町民の割合	%	64.2 ^{※2}	75.0

※1：令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（「いつも読んでいる」と「ときどき読んでいる」の合計比率）。

※2：令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（「見たことがある」の割合）。

関連するSDGsの目標



3 男女共同参画

現状と課題

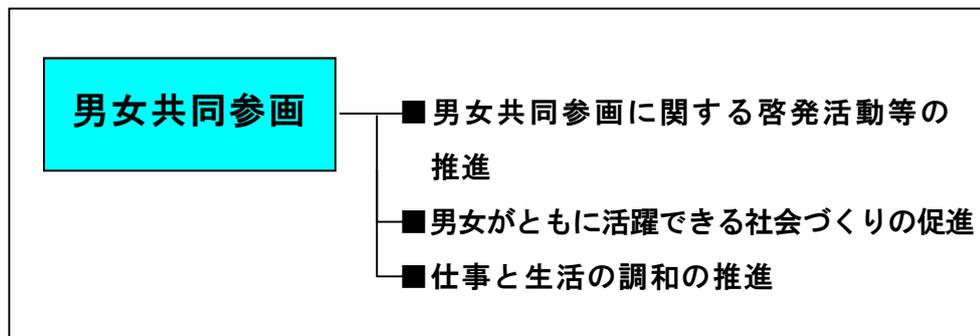
男女が、性別に関わりなく、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした社会の実現は、人口減少時代を迎えたわが国の最重要課題の一つに掲げられ、男女共同参画社会基本法等に基づいた取り組みが進められており、平成28年には女性活躍推進法が施行されるなど、男女共同参画社会形成に向けた法律等は整備されつつあります。

本町では、広報紙などによる意識啓発の推進や審議会・委員会等への女性の登用などを行い、女性の社会参画に努めていますが、男女がともに社会参画するための条件・環境整備は十分とはいえません。

このため、少子高齢化の進行や不安定な社会経済情勢の中、より豊かで活発なまちづくりに向けて、女性の社会参画を促進し、男女がともに力を合わせて、新たな状況へ対応することが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) 男女共同参画に関する啓発活動等の推進

広報活動等を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた啓発活動を推進します。

(2) 男女がともに活躍できる社会づくりの促進

政策・方針決定過程への一層積極的な男女共同参画の推進や女性の社会参画への支援をさらに充実することで男女がともに活躍できる社会づくりに取り組みます。

(3) 仕事と生活の調和の推進

仕事と家事や育児、介護の両立を支援する環境の整備を図り、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくりに努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
男女共同参画の状況に関する町民の満足度	%	17.6※	20.0

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標



4 自治体経営

現状と課題

一連の地方分権改革が進展する中、これからの人口減少社会を考えると地方自治体を取り巻く状況はさらに厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政経営が求められています。

また、地方公務員法等の改正により能力本位の任用制度や人事評価制度などが地方公共団体に義務付けられ、人事評価制度の実効性を高め、職員の資質・能力の向上を図るとともに、複雑・多様化する行政課題に対して町民や関連団体との対話を深め、ともに考え、行動できる職員の育成が求められています。

本町ではこれまで、時代の変化とともに複雑・多様化する行政ニーズや厳しい財政状況を踏まえ、第5次行政改革大綱に基づき、行政改革を積極的に推進するとともに、これとあわせて新たな財源の発掘や自主財源の確保等に努め、行財政の一層の効率化を進めてきました。

しかし、国の経済対策によって都市部を中心に上向きつつある景気も、地方では未だ回復が見込めず、引き続き極めて厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

こうした中、多様化する町民ニーズに的確に対応し、町民サービスをさらに向上させるためには、安定した財政基盤のもと最小の経費で最大の効果をあげる組織づくりに努めるとともに、地方公会計制度を推進し、行政経営マネジメントの強化を図ることが求められています。

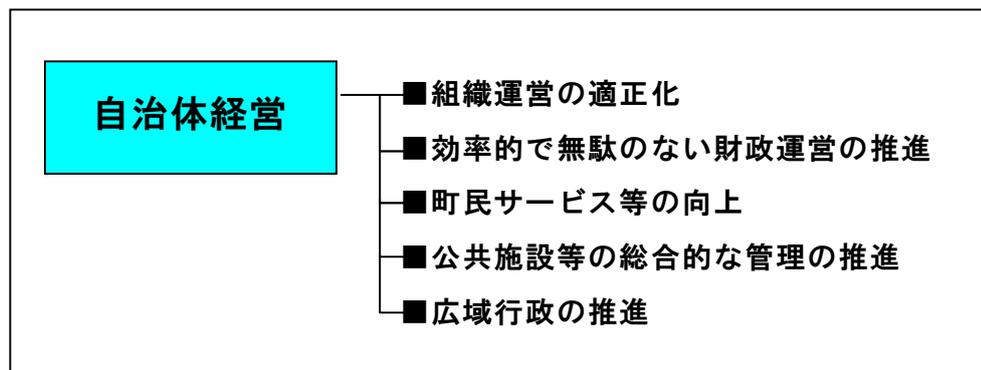
また、人口減少や少子高齢化に伴う施設需要の変化を見据えながら、公共施設の維持管理や更新、統廃合による適正配置等の計画的な推進により、財政負担の軽減と平準化を図る必要があります。

広域行政については、現在、4市5町で構成される南空知ふるさと市町村圏組合に属し、情報発信や物産展の開催をはじめ、圏域の振興に関する取り組みを共同で進めているほか、消防や水道、

介護認定、障害支援区分認定、ごみ処理、観光振興等についても、周辺自治体と連携して共同事業を行っています。

今後とも、効率的な自治体経営の推進と町民サービスの向上に向け、既存の広域事業の効果的な推進に努めるとともに、新たな広域連携について検討していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 組織運営の適正化

事務事業の見直しや組織・機構の再編、定員管理の適正化、職員研修や人事評価制度を活用した職員の資質の向上など、さらなる改革を行い、持続可能な組織づくりを進めます。

(2) 効率的で無駄のない財政運営の推進

- ① 地方公会計制度改革への適切な対応を図るとともに、地方公会計を推進・活用することにより、さらなる財政の健全化に向けた取り組みを進めます。
- ② 中長期的な視点に立った健全で計画的な財政運営に努めることにより、将来にわたって持続可能な安定した財政基盤を構築します。
- ③ 課税客体の的確な把握による公平な課税、滞納されている税及び使用料等の徴収強化、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直しなどにより、自主財源の確保を図ります。
- ④ 財政状況の確認・点検を常に行いながら、必要性、緊急性、

費用対効果等を十分に勘案して事業の厳選と財源の重点配分を図り、効率的で無駄のない財政運営を推進します。

(3) 町民サービス等の向上

多様化する町民ニーズの把握に努めるとともに、窓口サービスの充実や組織間の連携等により、町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供します。

(4) 公共施設等の総合的な管理の推進

公共施設等の総合的な管理を通じ、財政負担の軽減を図るとともに、施設の適正配置等を実現するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めます。

(5) 広域行政の推進

重点プロジェクト2

- ① 構成自治体との連携のもと、南空知ふるさと市町村圏組合による圏域の振興に向けた取り組みを推進するとともに、消防や水道、介護認定、障害支援区分認定、ごみ処理、観光振興等に関する共同事業の効率的な推進に努めます。
- ② 定住自立圏構想など新たな広域連携のあり方について、他圏域の広域連携事例も参考にしながら、調査・研究を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
経常収支比率	%	83.8	83.0以下
実質公債費比率	%	1.2	10.0以下
町税収納率	%	99.10	99.50
広域的連携によるまちづくりの状況に関する町民の満足度	%	14.7※	20.0

※令和元年7月に実施した町民アンケート調査の結果による（満足度は、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率）。

関連するSDGsの目標

